

にいがた食の安全・安心基本計画（案）

～ 見える安全・知る安心 みんなで育む 食のにいがた ～

【にいがた食の安全・安心審議会修正版】

平成19年3月22日

新 潟 県

目次

	ページ
1 計画策定の経緯	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の目標と成果指標	2
5 キャッチフレーズ	3
6 施策の視点と体系	4
7 計画の推進体制	8
8 計画の進行管理と公表	9
9 食の安全・安心に関する基本的施策	
視点 1 安全で安心な食品の提供	
施策 1 安全で安心な農作物等の提供の推進-	10
施策 2 安全で安心な畜産物の提供の推進	12
施策 3 安全で安心な水産物の提供の推進	14
施策 4 安全で安心な加工食品の提供の推進	15
施策 5 添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底	17
施策 6 遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止	20
施策 7 一貫した監視等の実施	21
施策 8 食品等の適正な表示の徹底	24
施策 9 危機管理体制の整備	27
施策 10 研究開発の推進	29
視点 2 食の安全・安心を育む信頼関係の確立	
施策 11 県からの情報発信の強化	31
施策 12 食品関連事業者から消費者への情報提供の推進	35
施策 13 消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進	37
施策 14 自主基準の設定及び公開の推進	39
施策 15 食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進	41
施策 16 食の安全・安心に係る施策の申出制度の普及	43
施策 17 食に起因する危害情報の申出制度の普及	44
施策 18 国や他の自治体との協力体制の整備	45
施策 19 食の安全・安心に係る人材の育成	46
施策 20 環境保全に配慮した事業活動の推進	48
付録	
用語説明	50
にいがた食の安全・安心条例・規則	54

1 計画策定の経緯

食の安全・安心は、食料供給県である新潟県にとって極めて重要な課題です。

しかしながら、全国的には食品による健康被害の発生や偽装表示の発覚など、食の安全・安心を揺るがす様々な事件や事故により、消費者の食に対する不安感・不信感が強まり、食の安全・安心の確保が必要となってきました。

新潟県においては、平成15年8月に「新潟県における食品安全基本方針」を策定し、平成16年度からは行動計画である「新潟県における食品安全基本方針アクションプラン」により、県の食品安全確保施策を推進してきました。

しかし、これまで以上に食の安全・安心を高めていくためには、行政の取組だけではなく、食品関連事業者（農林水産業から製造、調理、販売等食品に関わるすべての事業者）や消費者の食の安全・安心に対する意識を高め、関係者が一体となって取り組む必要があります。そこで、食の安全・安心に関する理念や関係者の責務・役割を明確にした「にいがた食の安全・安心条例（以下「条例」という。）」を平成17年10月に制定するとともに、条例第9条に基づき「にいがた食の安全・安心基本計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

計画は、消費者・食品関連事業者・行政が一体となって食の安全・安心に取り組むための総合的な計画として策定したものであり、条例の条項に沿って行う中期的な取組の内容を明らかにするものです。

なお、この計画と関連する他の計画は次のとおりです。

- | | |
|------------------------|-------------|
| ・ 新潟県「夢おこし」政策プラン* | : 平成18～28年度 |
| ・ にいがた農林水産ビジョン* | : 平成18～24年度 |
| ・ 新潟県健康福祉ビジョン* | : 平成18～28年度 |
| ・ 新潟県健康づくり指針「健康にいがた21」 | : 平成12～22年度 |
| ・ 「バイオマスにいがた」構想 | : 平成17～24年度 |
| ・ 新潟県農林水産関係試験研究推進構想 | : 平成18～24年度 |
| ・ にいがた21地産地消運動マスタープラン | : 平成18～20年度 |
| ・ 新潟県食育推進計画* | : 平成19～22年度 |
| ・ 新潟県食品衛生監視指導計画* | : 毎年度策定 |
| ・ 新潟県環境基本計画 | : 平成19～28年度 |

3 計画の期間

この計画の期間は、新潟県「夢おこし」政策プランや、新潟県健康福祉ビジョン、にいがた農林水産ビジョンなど他の中長期計画との整合性を図るため、平成19年度から24年度までの6年間とします。

また、条例には施行後3年となる平成20年度に見直しを行うとの規定が盛り込まれていることから、平成20年度末に計画の中間見直しを行うこととします。

なお、計画を変更する場合は、県民や条例に基づき設置する「にいがた食の安全・安心審議会」の意見を十分に聞いた上で見直しを行います。

4 計画の目標と成果指標

目 標 : 食の安全・安心の実現
 成果指標 : 食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる
 県内外の住民の割合

区 分	現 状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目 標 (平成24年)
県 内	42.2%	50.0%	50%以上
首都圏	42.8%	50.0%	50%以上

条例の目的と基本理念の実現に向け、計画の目標として「食の安全・安心の実現」を掲げます。

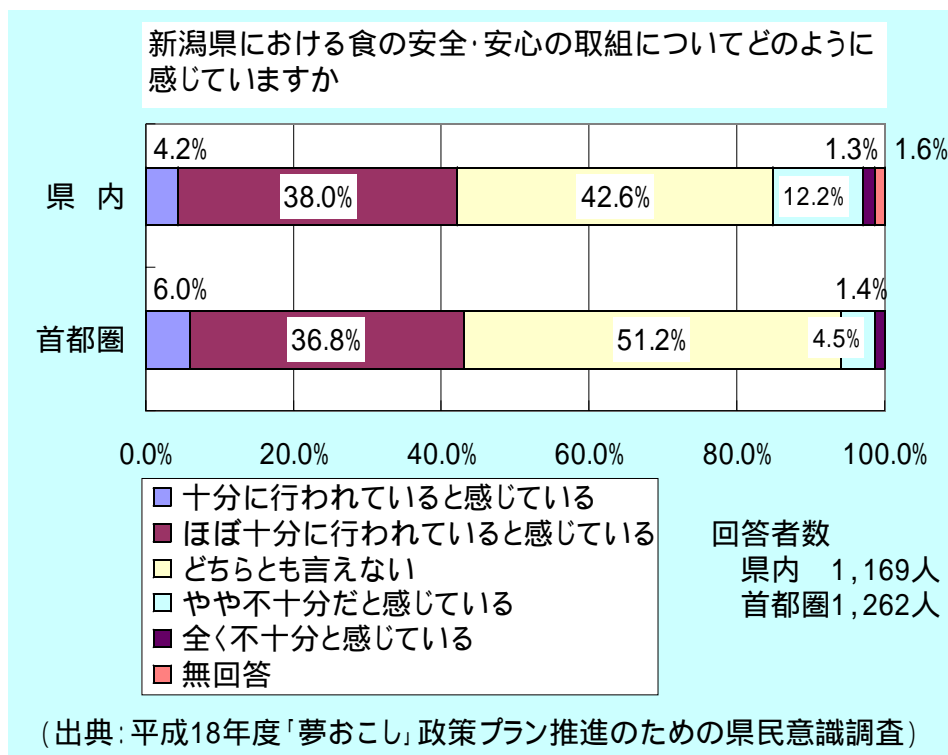
食の安全・安心は、食料供給県として確実に食品等の安全性確保を行うとともに、全国の消費者の皆さんから、県産食品に対する信頼を得ることができて、はじめて実現するものと考えています。

この目標を実現するためには、県としての積極的な取組はもとより、食品関連事業者、消費者といった関係者が一体となり、安全確保と信頼確保の取組を行う必要があります。そして、この目標の到達度を測る成果指標として、「食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」を掲げます。

この成果指標値は、県民及び首都圏の消費者を対象として実施する「新潟県夢おこし政策プラン」推進のための意識調査により把握します。

平成19年1月に行われた調査では、新潟県における食の安全・安心の取組が十分、ほぼ十分に行われているとの回答が、県内、県外ともに42%台であったことから、目標値としては、過半数の満足を目指し「50%以上」を設定します。

本計画に基づく様々な取組を関係者一体となってすすめることにより、目標値の達成を目指します。



5 キャッチフレーズ

～ 見える安全 知る安心 みんなで育む食のにいがた ～

この計画を推進するにあたり、県民のみなさまから食の安全・安心施策の重要性を理解していただくため、キャッチフレーズを設定し、にいがた食の安全・安心基本計画のPRに活用します。

「見える安全」 食品の安全性が確認できる取組を表しています。

主な取組

- ・安全で安心な食品等の提供を推進するため、食品関連事業者への指導を行います。
- ・食品の行政検査をしっかりと行い、結果を迅速に公表します。
- ・正確な食品表示がされるよう、食品関連事業者の指導取締を行います。

「知る安心」 食に関する情報を消費者に伝える取組を表しています。

主な取組

- ・行政からの正確な情報発信を強化します。
- ・食品関連事業者からの食の安全・安心に関する情報発信を支援します。
- ・消費者、食品関連事業者、行政の間で、食の安全についての相互理解を推進します。

「みんなで育む食のにいがた」

「見える安全」と「知る安心」をキーワードに、消費者、食品関連事業者、行政が一体となって食の宝庫「にいがた」で安全・安心の取組を展開するイメージを表すものです。

6 施策の視点と体系

条例においては、「食の安全・安心」を「食品等の安全性確保」と「食品等に対する消費者の信頼性確保」と定義していることから、計画の目標である「食の安全・安心の実現」に向け、大きく2つの視点から施策を展開していきます。

2つの視点から展開する施策については、条例の第2章「食の安全・安心に関する基本的施策」の条項ごとに整理し、20の施策にまとめました。

個々の施策には、県の取組や取組指標の他に食品関連事業者、消費者それぞれの役割も規定し、県、食品関連事業者、消費者が一体となって推し進めることにより「食の安全・安心」を実現します。

視点1 安全で安心な食品の提供

～見える安全～

新潟県は、米を中心とした様々な農林水産物や加工食品の一大供給県です。県民はもとより、全国の消費者の皆さんに安全で安心な食品を安定して提供することは、県民の健康を保護する上での基礎となるとともに、食料供給県としての責務でもあります。

安全な食品を安定して供給できる仕組みを作り、それを全国の消費者にPRしていくことは、「安全・安心ないがた」といったブランドイメージを確立し、高付加価値化、有利販売にもつながるものであり、県内の農林水産業、食品産業の振興のためにも極めて重要です。

そのため、県は生産から消費に至る一連の過程の各段階において食品の安全性確保の取組が適切に講じられているか、表示等が適正になされているか、指導・監視・検査を行うとともに、食品関連事業者の自主的な取組を推進する必要があります。

また、これらの取組を科学的知見に基づき行うための研究開発の推進や不測の事態に備えた危機管理体制づくりを行うなど、食の安全確保施策を総合的に進めていきます。

視点2 食の安全・安心を育む信頼関係の確立

～知る安心～

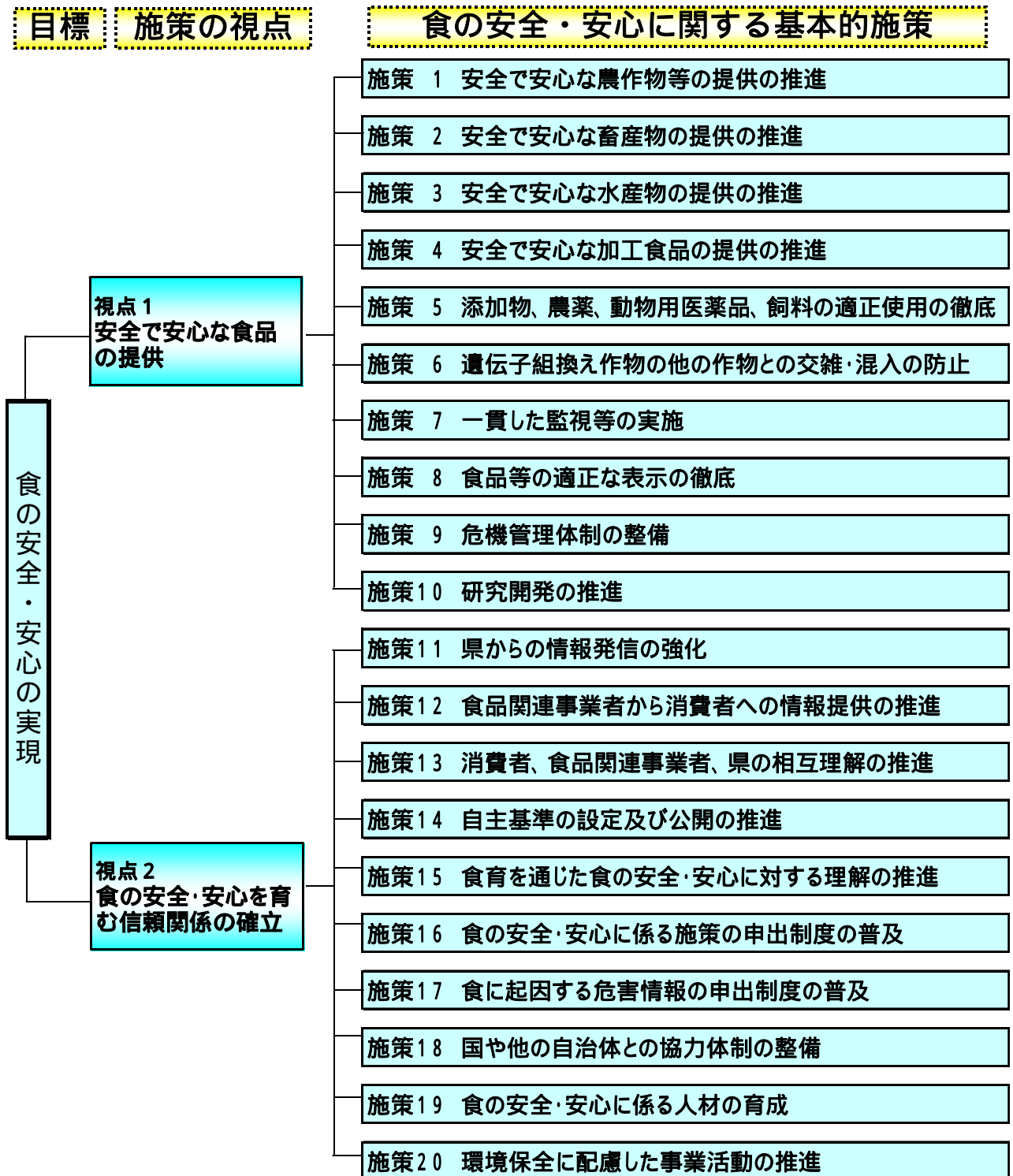
食の安全・安心を推進するためには、安全な食品を供給するだけでなく、食品を供給する側や行政が消費者から信頼されることが必要です。県は市町村と連携も図りながら食の安全・安心に関する様々な情報や意見交換の機会を提供し、消費者と生産者、製造加工業者、販売者、行政機関などの相互理解を進めることが重要です。

そのため、県はあらゆる媒体を活用し、食品関連事業者や消費者に対し、食の安全・安心に関する情報をわかりやすく十分に提供するとともに、食品関連事業者から消費者へ向けた情報発信についても支援します。

なお、多くの県民が参加し、行政、食品関連事業者、消費者が協働して食の安全・安心の推進に取り組むため、県民意見を取り入れた施策を策定し実施するとともに、それらの取組をサポートする人材の育成を行います。

また、別に定める新潟県食育推進計画に基づき、食育や地産地消を推進することにより、食品関連事業者の活動や食の安全・安心に対する県民の理解を深めていきます。

施策の体系図



にいがた食の安全・安心基本計画 指標一覧

成果指標

項目		現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合	県内	42.2%	50.0%	50%以上
	首都圏	42.8%	50.0%	50%以上

取組指標

今後、伸ばすべき取組指標(数値が増加することで食の安全・安心が進みます)

No	項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)	関連する 施策
1	特別栽培農産物等面積	9,403ha (平成17年)	35,000ha	55,000ha	1,20
2	エコファーマー認定者数	1,143人 (平成17年)	2,500人	4,400人	1,20
3	HACCP方式導入畜産農場の認定数	92戸 (平成17年)	115戸	150戸	2
4	高度な鮮度・衛生管理施設導入荷捌き所数	4箇所	5箇所	8箇所	3
5	衛生管理型漁港の整備着手港数	1港	2港	2港	3
6	HACCP普及講習会受講者数(延べ数)	0人	150人	300人	4
7	HACCPを取り入れた衛生管理手法について 県の認定を受けている食品営業施設数	0施設	20施設	50施設	4
8	検査可能な農薬・動物用医薬品数	約300種	400種以上	400種以上	10
9	県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	10,936 (平成17年)	20,000	30,000	11,15
10	メールマガジン「いただきます! にいがた食の安全・安心通信」配信登録者数	197人	1,500人	3,000人	11
11	食の安全・安心出前講座開催数	1回	10回	20回	11
12	県からの食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合	23.6%	35.0%	50.0%	11,15
13	健康づくり支援店指定数	874店	1,250店	1,700店以上	12,15
14	学童等体験活動参加者数(修学旅行や総合学習等で体験交流に参加した小中学生の数)	87,418人・日 (平成16年)	110,000人・日	130,000人・日	12,15
15	県民意見交換会の開催回数	4回	7回	14回	13
16	食育に関心を持つ県民の割合	59.8%	75%	90%以上	15
17	食育ボランティア登録数	165人	200人	200人	15,19
18	学校給食における地場産農林水産物の使用割合	27.1% (平成16年)	30.0%	30.0%	15
19	食品衛生監視員のHACCP研修受講率	89%	94%	100%	19

この調査の対象月は6月と11月です。

今後、減少させる取組指標(数値が減少することで食の安全・安心が進みます)

No	項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)	関連する 施策
1	県内の食中毒罹患率(人口10万人あたり)	24.5人	22人	20人以下	4,7
2	食品衛生法に基づく規格基準検査違反率	0.8% (平成17年)	0.7%	0.6%	5,7

この数値は過去5年間(平成14年～18年)の平均値です。

今後、維持する取組指標(現行の取組を維持することで食の安全・安心が維持されます)

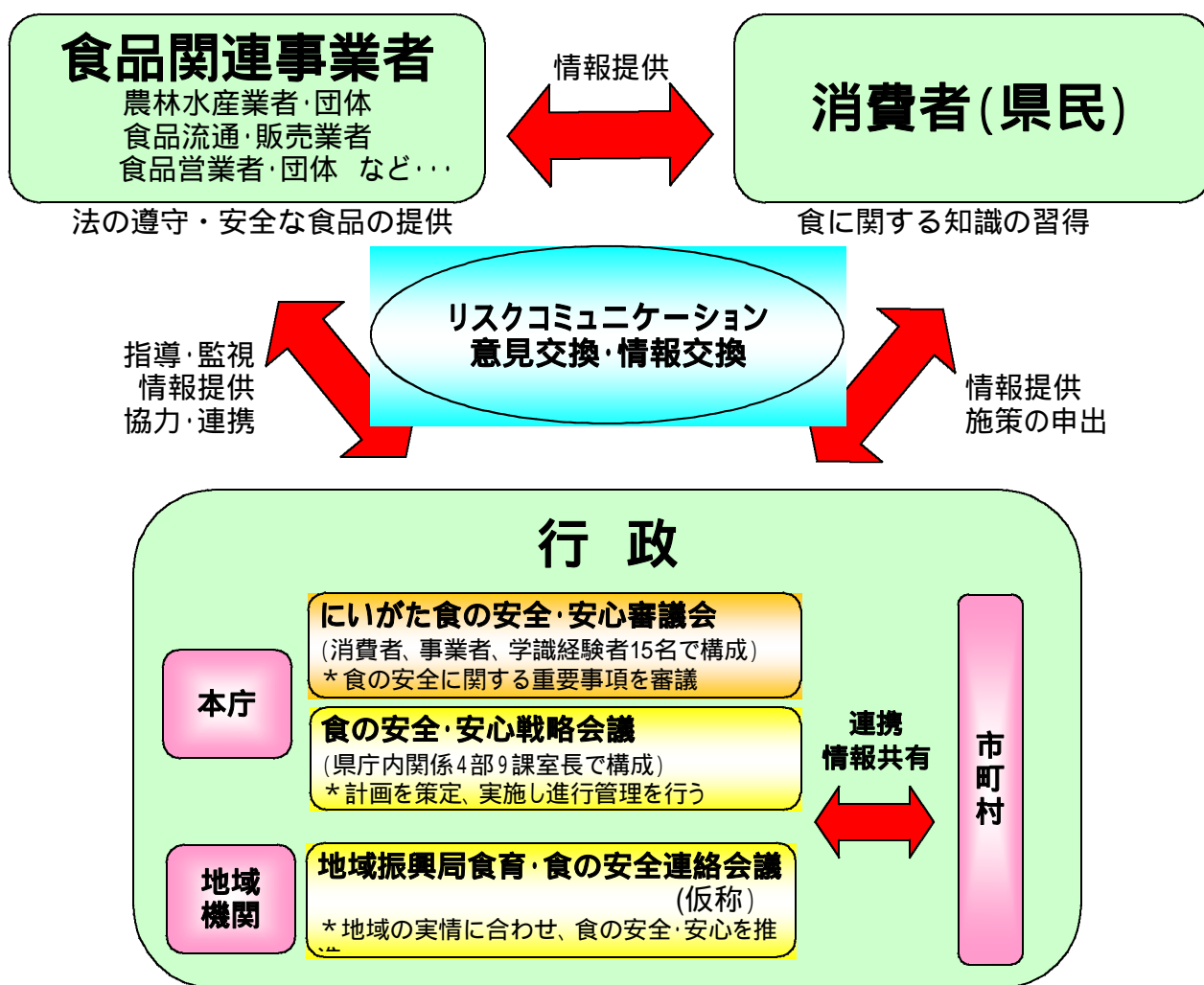
No	項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)	関連する 施策
1	飼養衛生管理基準の遵守農場割合	100%	100%	100%	2
2	24か月齢以上の死亡牛のBSE検査実施率	99.9% (平成17年)	100%	100%	2
3	農家巡回による動物用医薬品の適正使用指導(巡回農場割合)	100%	100%	100%	5,7
4	農業者・農薬販売店等に対する講習会受講者数(新潟県病害虫防除所主催)	217人	500人	500人	5,7
5	食品衛生責任者実務講習会受講率(県所管分)	96%	100%	100%	5,8
6	広域流通食品製造施設監視数	2,327回 (平成17年)	2,300回	2,300回	8
7	食品表示ウォッチャーによる調査店舗数	990店舗	990店舗	990店舗	8
8	健康危機管理対応演習実施回数	1回	1回	1回	9
9	環境保全型農業の推進に向けて取り組む研究課題数	11課題	11課題	11課題	10
10	にいがた食の安全・安心審議会の開催回数	4回	3回	3回	13
11	にいがた食の安全・安心サポーター数	34人	40人	40人	19
12	農薬管理指導士資質向上研修受講者数	652人	700人	700人	19
13	家畜排せつ物法を遵守している生産者の割合	100%	100%	100%	20

7 計画の推進体制

食の安全・安心に深く関係する県庁内関係課で組織した「食の安全・安心戦略会議」を中心に、「にいがた食の安全・安心審議会」の意見を踏まえ、国や他の都道府県とも連携しながら食の安全・安心に関する施策を、総合的かつ計画的に推進します。

地域においては、食育の推進と合わせ、県の地域機関で組織する「地域振興局食育・食の安全連絡会議（仮称）」を中心に、市町村や関係団体、地域住民らと連携し、県民とリスクコミュニケーション*を図りながら計画を推進します。

「にいがた食の安全・安心基本計画」推進体制



関係者（食品関連事業者・消費者）の役割について

条例第3条では、基本理念として「食の安全・安心は、消費者、食品関連事業者及び県の相互理解と協力の下に行わなければならない。」とされています。

食品の安全性の確保には、県民の皆さんが食品の安全性等に関する知識及び理解を深め、食品関連事業者が行う食の安全・安心への取組に対する理解と協力が不可欠です。

条例では、県民の皆さんが一定の役割を担うことを期待し、県の責務、食品関連事業者の責務の他に、県民の役割を規定しています。

8 計画の進行管理と公表

計画の実効性を確保するために、成果指標などを活用した進行管理を行い、必要に応じにいがた食の安全・安心審議会から点検を受けながら計画を進めていきます。

実施状況は毎年度公表し、県民の皆さまの意見を求めながら必要に応じ実施方法等を見直していきます。

9 食の安全・安心に関する基本的施策

視点1 安全で安心な食品の提供

施策1 安全で安心な農作物等の提供の推進

現状と課題

輸入ほうれん草の残留農薬問題などが報道され、「食」に対する意識が高まるとともに、農林水産物の安全性や信頼性に対する関心が高まっています。また、ポジティブリスト制度*が導入され、農薬の使用履歴など記録の重要性がより高まっています。

安全で安心な農作物や林産物の生産を推進するため、消費者ニーズに対応したトレーサビリティ*の確立及び取組拡大や食品安全GAP*の推進等により、生産履歴の情報開示や安全を高める取組を推進する必要があります。また、生産者に対する農薬の適正使用と記録に関する指導を継続して実施する必要があります。

取組方針

生産者に対し、農作物等の生産技術及び管理技術の普及を図り、消費者への安全で安心な食品の提供を推進します。

安全・安心な県産農作物等の生産・供給と消費者の信頼確保のため、消費者ニーズに対応したトレーサビリティの確立と取組拡大を図っていきます。

県の取組

- 1 品種改良や生物的・物理的・耕種的防除法*を活用した安全・安心な農作物等生産技術の普及
農業総合研究所等で開発された、コシヒカリBL*や新たに開発される防除技術等の農業者への普及を図ります。
- 2 環境保全型農業の推進
たい肥等有機質資源を利用した土づくりを基本とし、化学合成農薬や化学肥料の使用量を低減した栽培の実践を通じ、環境と調和した環境保全型農業を推進します。
また、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、環境保全型農業を実践する農業者をエコファーマー*として認定します。
- 3 食品安全GAPの啓発・普及と導入支援
より安全・安心な農作物等を消費者へ提供するため、食品安全GAP（農作物等の生産の各段階における安全確保に向けた取組）についての啓発・普及と導入支援を行います。
- 4 トレーサビリティの導入支援と普及啓発
生産者及び生産者団体が行う生産履歴記録等を、電子データとして保管・活用するための、サーバー、パソコン等システム導入に必要な情報関連機器等の整備について支援します。
また、消費者ニーズの把握に努めるとともに、消費者・食品関連事業者向けPRチラシの作成、

配布を行い、トレーサビリティについて普及・啓発を行います。

関係者の役割

食品関連事業者：行政や関係団体の広報、講習会などから情報を収集し、農業生産技術の習得や生産履歴の記録に努めるとともに、環境と調和した環境保全型農業や食品安全GAPに積極的に取り組みます。

消費者：食に関する意見交換会や交流会、農業体験などへの積極的な参加を通じ、県内農業や農作物の生産、流通及び食の安全・安心のためのコストについて理解を深め、県産農作物等の消費に努めます。

取組指標

項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
特別栽培農産物等面積*	9,403ha (平成17年)	35,000ha	55,000ha
エコファーマー認定者数	1,143人 (平成17年)	2,500人	4,400人

施策2 安全で安心な畜産物の提供の推進

現状と課題

BSE（牛海綿状脳症）の発生、牛肉の偽装表示などにより畜産物の安全性や信頼性に対する関心が高まっています。また、ポジティブリスト制度*が導入され、動物用医薬品の使用履歴など飼養管理記録がより重要となっています。

また、安全で安心な畜産物の生産を推進するため、衛生的管理の指導、伝染病の監視はもとより、動物用医薬品の適正使用や飼養管理記録の普及を図るため、生産段階にHACCP*方式による衛生管理手法の導入を推進する必要があります。併せて、消費者ニーズに対応した畜産物のトレーサビリティ*の確立と取組拡大が必要です。

取組方針

安全で安心な畜産物の生産を推進するため、家畜の飼養に当たっての衛生的な管理技術の普及を図っていきます。

人の健康にも影響を及ぼすBSEなど家畜伝染病の検査、監視を行うとともに防疫体制の整備を図っていきます。

安全・安心な県産畜産物の生産・供給と消費者の信頼確保のため、消費者ニーズに対応したトレーサビリティ*の確立と取組拡大を図っていきます。

県の取組

- 1 家畜伝染病予防法で定められた飼養衛生管理基準*の遵守状況調査・指導
家畜の飼養段階における衛生管理を改善することにより、伝染性疾病の発生を抑制し、安全な畜産物を供給するため、衛生管理の方法について家畜の所有者が守るべき基準が定められたことから、この基準の遵守状況を調査し、それに基づいた指導を行います。
- 2 HACCP方式導入のための啓発・指導、導入農場の認定
畜産物の安全性を確保するため、HACCPの考え方に基づいた家畜の飼養衛生管理（HACCP方式）の導入を推進するよう啓発・指導を行います。
また、この方式を導入した農場を安心農場として認定します。
- 3 家畜伝染病の検査、監視及び防疫体制の整備
家畜伝染病の中には、人に感染するものもあることから検査、監視を行うとともに防疫体制の整備を行います。
中でも、BSEについては、国内の感染状況の正確な調査及びBSE対策を検証するため、法律に定められた24か月齢以上の死亡牛の全頭検査を行います。
- 4 牛肉トレーサビリティ法に基づく生産履歴情報管理システムの円滑な運用に向けた協力
国が行う特定料理（焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ）提供業者等への 監督指導・調査に関して、県としても必要に応じて協力していきます。

5 豚肉の生産履歴情報の開示の推進

生産者団体が行う豚肉の生産・出荷情報の電子データでの保管、生産履歴情報の提供を推進するため、養豚農家の取組拡大を図ります。

関係者の役割

食品関連事業者：行政や関係団体の広報、講習会などから情報を収集し、飼養衛生管理技術の向上を図るとともに、生産履歴の記録に努め、積極的にHACCP方式の導入を図ります。

消費者：食に関する意見交換会や交流会、畜産の体験学習会などへの積極的な参加を通じ、畜産や畜産物の生産、流通及び食の安全・安心のためのコストについて理解を深め、県産畜産物の消費に努めます。

また、BSEなどの人の健康に影響を及ぼす家畜の伝染病に関する知識の習得に努めます。

取組指標

項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
飼養衛生管理基準の遵守農場割合	100%	100%	100%
ハサップ HACCP方式導入農場の認定数	92戸 (平成17年)	115戸	150戸
24か月齢以上の死亡牛のBSE検査実施率	99.9% (平成17年)	100%	100%

施策3 安全で安心な水産物の提供の推進

現状と課題

水産物は、従来から鮮度が消費者の選択の重要な要素となっており、安全性はもとより漁獲の段階から鮮度保持を図ることが重要となっています。

安全で安心な水産物の提供を推進するため、生産から陸揚げ、流通に至る一貫した鮮度・衛生管理体制の確立を図る必要があります。

取組方針

水産物の衛生管理指導を行います。

水産物の鮮度・衛生管理に必要な施設整備を行います。

県の取組

1 鮮度・衛生管理対策についての啓発・指導

講習会や巡回指導等により、漁業関係者に対する適切なアドバイスや情報提供を行い、鮮度・衛生管理に関する知識の普及を図ります。

2 高度な鮮度・衛生管理施設の導入に対する支援

高度な鮮度・衛生管理のための海水浄化装置、海水冷却装置等の機器・施設整備について、漁業協同組合や漁業者の積極的な導入を推進するため、補助、融資等の支援を行います。

3 衛生管理型漁港の整備

清浄海水導入施設、鳥獣侵入防止施設、汚水排水処理施設等、衛生管理に対応した漁港整備を推進します。

関係者の役割

食品関連事業者：行政、関係団体の広報や講習会などから情報を収集し、鮮度管理の取組を推進するとともに、新鮮な水産物を適正に衛生管理し、速やかに消費者に届くよう努めます。

消費者：食に関する意見交換会、交流会への参加や、魚まつりなどのイベントを通じて、水産物の生産、流通及び食の安全・安心のためのコストについての理解を深め、県産水産物の消費に努めます。

取組指標

項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
高度な鮮度・衛生管理施設導入荷捌き所数	4箇所	5箇所	8箇所
衛生管理型漁港の整備着手港数	1港	2港	2港

施策4 安全で安心な加工食品の提供の推進

現状と課題

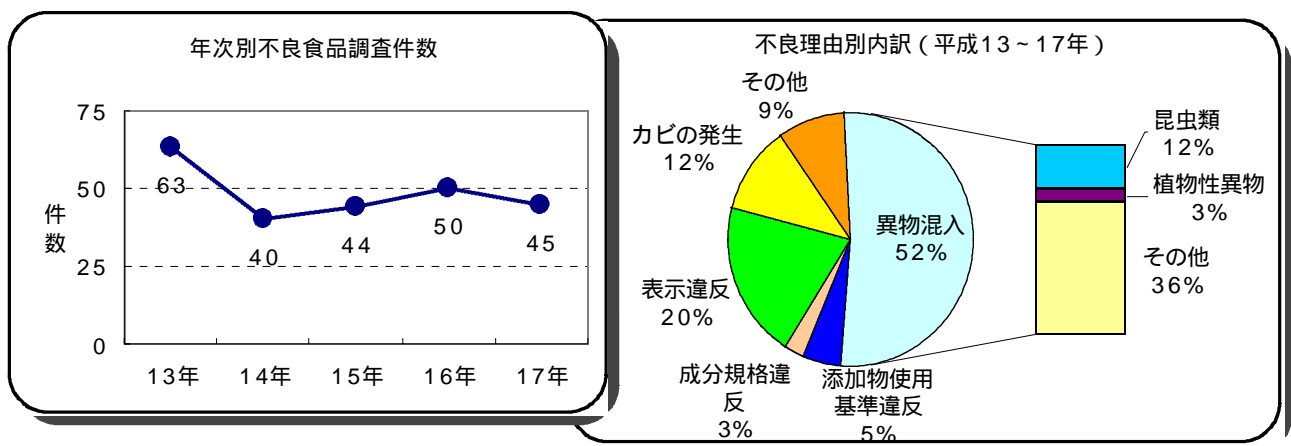
県内には多種多様な食品の製造加工施設があり、全国に向け米菓や漬物などの特産品だけではなく、様々な加工食品を供給しています。

全国に安全で安心な加工食品を供給し、県内外の消費者からの信頼を確保するためには、衛生管理のさらなる向上が求められています。

また、旅館や飲食店、給食施設などにおける食中毒の予防は、県民の健康保護の観点から極めて重要です。

そのため、食品の製造、加工、販売、調理、提供を行う営業者に対し食品衛生に関する最新知識の普及を図るとともに、高度な衛生管理手法であるHACCP^{ハサップ}の導入が期待されています。

参考データ：新潟県による不良食品調査件数＜過去5年間＞（監視による発見数＋苦情届出数）



取組方針

安全で安心な食品の提供のため、食品の製造、加工、販売、調理、提供等を行う食品関連事業者に対し、食品衛生に関する知識の普及を図っていきます。

HACCP^{ハサップ}の考え方を取り入れた衛生管理手法の普及を推進します。

県の取組

1 各種講習会や機関紙等による食品衛生知識の指導・普及

食品営業施設に設置が義務づけられている食品衛生責任者の養成講習会・実務講習会や関係団体、食品関連事業者が開催する講習会・研修会や社団法人新潟県食品衛生協会など関係団体の機関紙等を通じて、食品の製造、加工、調理、販売等を行う事業者に対し、食品衛生に関する基礎知識、最新知識の指導・普及を図ります。

2 新潟県食品衛生監視指導計画*に基づく監視時の指導

新潟県食品衛生監視指導計画に基づき、効率的、計画的に監視指導を行うとともに、指導に際しては、事業者に対し適切なアドバイスや資料提供を行い食品衛生知識の普及を図ります。

- 3 ^{ハサップ} H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理手法の普及
^{ハサップ} H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理を普及するため、取り組んでいる施設の認定制度を創設し、積極的に取り組んでいる企業を支援します。
 この制度の普及のため、認定を取得するための手引き書を作成し、食品関連事業者を対象とした^{ハサップ} H A C C P に関する研修を県内各地で実施します。
- 4 総合衛生管理製造過程の導入指導
^{ハサップ} 厚生労働省が行っている H A C C P 認証制度（総合衛生管理製造過程承認制度）に取り組む企業に対して、積極的に導入指導を行います。

関係者の役割

食品関連事業者：行政や関係団体の広報、講習会などから情報を収集し、食品衛生に関する最新の知識や高度な衛生管理に関する知識を習得するとともに、積極的にその導入や実践に努めます。

各種認定・認証制度など食の安全・安心につながる仕組みを積極的に活用します。

消費者：食に関する意見交換会や交流会、工場見学会などへの積極的な参加を通じ、県内食品関連事業者の食の安全・安心に関する取組及び食の安全・安心のためのコストについて理解を深め、県産食品の消費に努めます。

各種認定・認証制度の意味や効果を理解し、積極的に取り組んでいる事業者の製品を選択するなど自らの消費行動に積極的に活用するよう努めます。

取組指標

項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
県内の食中毒罹患率(人口10万人あたり)	24.5人	22.0人	20人以下
^{ハサップ} H A C C P 普及講習会受講者数(延べ数)	0人	150人	300人
^{ハサップ} H A C C P を取り入れた衛生管理手法について県の認定を受けている施設数	0施設	20施設	50施設

この数値は過去5年間(平成14年～18年)の平均値です。

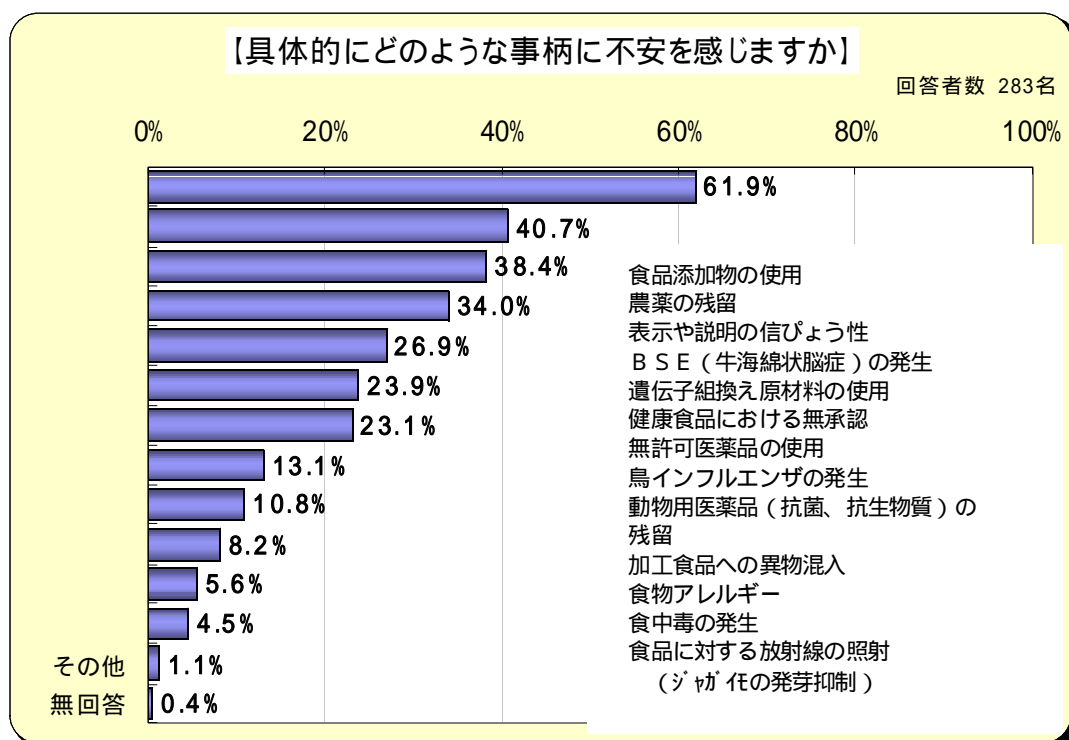
施策5 添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底

現状と課題

平成18年度に実施した県民アンケート結果では、食への不安要因として食品添加物の使用や農薬の残留が上位を占めており、それらについて関心の高さが示されています。

安全で安心な食品等の提供を推進し、食品等に対する信頼性を確保するため、食品添加物、農薬、動物用医薬品及び飼料の適正な使用と使用履歴の記録について引き続き指導していく必要があります。

また、農林水産物や加工食品の安全性や信頼性を高めるため、生産者や食品営業者が自ら生産物、製品の検査を行う自主検査の推進を図る必要があります。



（出典：平成18年度県民アンケート調査）

取組方針

添加物や農薬、動物用医薬品、飼料の適正な使用や使用履歴の記録について、広く食品関連事業者に対し指導していきます。

添加物等の適正使用を確認するため、食品関連事業者が自ら生産物・製造物の検査を行うよう指導していきます。

県の取組

- 1 添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の指導
(1) 添加物の適正使用の指導

関係団体等が主催する各種講習会や団体等の機関紙及び施設の監視指導等を通じて、食品営業施設に対する食品添加物の適正な使用と使用履歴の記録の徹底について指導します。

(2) 農薬の適正使用の指導

各種講習会、現地指導等を通じて、農業者に対する農薬の適正使用と使用履歴の記録について指導します。

また、農薬による人畜・環境等への被害を未然に防止するため、農薬危被害防止運動*を市町村・農業関係機関・団体と連携して実施し、農薬の適正使用を啓発します。

(3) 動物用医薬品の適正使用の指導

畜産農家、養殖業者の巡回等による動物用医薬品の適正使用と使用履歴の記録についての指導、飼育動物診療施設巡回による獣医師の生産者への適正な指示並びに家畜及び養殖魚への適正投与を指導します。

また、動物用医薬品販売業への立入検査等により動物用医薬品の適正販売を指導します。

(4) 飼料の適正使用の指導

飼料添加物などの畜産物への残留を防止するため、飼料の製造・販売業者及び農家の巡回により使用基準が定められた飼料の適正な使用について周知、徹底を図ります。

2 食品衛生監視指導計画に基づく行政検査の実施

農林水産物、市場流通食品について計画的に行政検査を実施することにより、食品添加物や農薬、動物用医薬品が適正に使用されているか確認し、食品関連事業者に対する指導や取締を行います。

3 自主的な検査の推進

社団法人新潟県食品衛生協会と協力し、自主検査の実施を推進するなど、食品営業者の自主検査の実施を指導・支援します。

また、自主検査を実施し公表している食品関連事業者については、広く消費者に周知し、その取組が評価されるよう、自主基準の設定・公開制度*を活用した県のホームページによる公開制度を検討します。

関係者の役割

食品関連事業者：行政や関係団体の広報や講習会などから情報を収集し、添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用に努め、使用履歴の記録を徹底します。

また、必要に応じ自主検査を実施し、適正使用の確認を行うとともに、積極的に情報公開を行います。

消費者：行政や関係団体、食品関連事業者が公表する情報等の入手に努め、添加物、農薬、動物用医薬品、飼料に関する正しい知識の習得に努めます。

取組指標

項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
食品衛生責任者実務講習会受講率(県所管分)	96% (平成17年)	100%	100%
食品衛生法に基づく規格基準検査違反率	0.8% (平成17年)	0.7%	0.6%
農家巡回による動物用医薬品の適正使用指導(巡回農場割合)	100%	100%	100%
農業者・農薬販売店等に対する講習会受講者数*(新潟県病虫害防除所主催)	217人	500人	500人

施策6 遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止

現状と課題

遺伝子組換え技術は、将来的な食料危機の懸念や医療・産業面への貢献等を考えると、遺伝子組換えを含むバイオテクノロジーは必要な技術であり、本県の産業育成にとっても大きな可能性を持っています。

しかし、現時点では組換え食品に不安感を抱く県民も多く、遺伝子組換え作物と一般農作物との交雑や混入が起これば生産流通上に大きな影響を及ぼすことになります。このため、試験栽培や一般栽培を行うルールを定めた「新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」を制定し、交雑混入防止基準や一般作物との交雑有無を確認するための要件などを定めたところです。

今後、この条例については社会的情勢や新たな知見があれば必要により見直しを検討します。

取組方針

交雑等防止条例に基づき遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入を防止します。

県の取組

1 栽培基準などの遵守事項の徹底と立入検査の実施による、適切な交雑混入防止措置の確保

「にいがた食の安全・安心審議会」の下に「遺伝子組換え作物に関する専門部会」を設置し、許可申請や届出内容の交雑混入防止措置に関する調査審議を行います。

また許可栽培者や届出試験研究機関に対し、立入検査等を行うなど、適切な交雑混入防止措置の確保を図ります。

2 交雑混入防止措置を含む栽培計画や栽培状況などの情報の提供

許可申請内容や届出計画、栽培状況の他、「遺伝子組換え作物に関する専門部会」を公開するとともに、審議内容をホームページに掲載などを通じて情報を提供します。

関係者の役割

食品関連事業者：遺伝子組換え作物に関する知識を深めるとともに、試験栽培、一般栽培を行う場合は、交雑防止条例を遵守し、徹底した交雑混入防止措置及び情報提供を行います。

消費者：遺伝子組換え作物に関する知識の習得に努めます。また、交雑・混入が生じた旨の情報や生じるおそれがある旨の情報を入手したときは県に申し出ます。

施策 7 一貫した監視等の実施

現状と課題

本県は、農林水産物の一大供給県であるとともに、多種多様な食品製造加工施設を抱え、食品産業は基幹産業となっています。また、旅館等の調理施設における安全確保は観光振興のためにも必要です。

したがって、県民の健康を守ることはもとより、全国の消費者の信頼を確保し、新潟の食のブランドを維持するため、食品等の生産から流通、製造加工、販売、調理、提供に至る各段階において、確実な安全確保対策を実施することは極めて重要です。

そのため、関係機関・団体が連携し、各段階において食品関連事業者に対し指導や監視を行うとともに、必要な検査を行い食の安全・安心確保対策を進めていく必要があります。

【あなたが、食の安全・安心のため、県に求めることは何ですか。(は3つまで)】



取組方針

食の安全確保のため、農林水産物の採取・生産段階から食品等の製造、加工、販売、調理、提供等の段階に至るまで、食品関連事業者に対し、関係機関が連携しながら必要な指導や監視を行います。

農林水産物も含め市場流通食品は、計画的な行政検査による安全確認を行い、必要な食品関連事業者の指導を行います。

県の取組

1 農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の指導

(1) 農薬の適正使用の指導（一部再掲）

各種講習会、現地指導等を通じて、生産者に対する登録農薬の適正使用と使用履歴の記録について指導します。

また、農薬による人畜・環境等への被害を未然に防止するため、農薬危被害防止運動*を市町村・農業関係機関・団体と連携して実施し、各種講習会や広報活動等を通じて農薬の適正使用を啓発します。

公的機関の分析による農作物の残留農薬基準超過事案が発生した場合は、速やかに当該農作物を市場から回収させるとともに、原因を究明した上、該当生産者や産地に対する再発防止対策の徹底を指導します。

(2) 動物用医薬品の適正使用の指導（再掲）

畜産農家や水産物養殖業者の巡回による、動物用医薬品の適正使用と使用履歴の記録についての指導、動物診療施設巡回による獣医師の畜産農家等への適正な指示及び家畜等への適正投与を指導します。

また、動物用医薬品販売業への立入検査等により動物用医薬品の適正販売を指導します。

(3) 飼料の適正使用の指導（再掲）

飼料添加物などの畜産物への残留を防止するため、飼料の製造・販売業者及び農家の巡回により使用基準が定められた飼料の適正な使用について周知、徹底を図ります。

2 新潟県食品衛生監視指導計画*に基づく監視指導の実施

食品衛生法に基づき新潟県食品衛生監視指導計画を策定し、食中毒の発生時の影響度や流通の広域性等を考慮して、食品衛生上重要性が高い施設を重点対象とし、計画的かつ効率的な監視指導を進めます。また、監視結果については毎年公表し、必要に応じ計画の見直しを行います。

3 新潟県食品衛生監視指導計画に基づく行政検査の実施

輸入品も含め、農林水産物、市場流通食品について計画的に検査を実施することにより、行政による食品の安全確認を行い、食品衛生法等の違反が判明した際は、再発防止に必要な指導を行います。

4 と畜場、食鳥処理場における適正な食肉衛生検査、BSEスクリーニング検査、食鳥肉検査の実施

と畜場、食鳥処理場においては、生産者に対し衛生的な家畜の搬入を指導します。また、法に基づき適正なと畜検査、食鳥検査を行うとともに、継続的に高病原性鳥インフルエンザの監視を

行い、安全で安心な食肉を流通させます。

なお、法的に定めのない20か月齢以下の牛のBSE検査についても、新潟県産牛の信頼確保の観点から県独自の判断で実施しており、今後も全頭検査体制を継続します。

関係者の役割

食品関連事業者：県の実施する指導や監視、検査に協力するとともに、関係法令を遵守し安全・安心な食品を生産・出荷します。

消費者：県が行う指導や監視、検査の実施状況及び結果に関心を持ち、必要に応じ県の施策に意見を表明します。

また、食品の購入や保存、消費にあたっては表示等を有効に活用し、食中毒の予防に努めます。

取組指標

項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
県内の食中毒罹患率(人口10万人あたり) (再掲)	24.5人	22.0人	20人以下
食品衛生法に基づく規格基準検査違反率 (再掲)	0.8% (平成17年)	0.7%	0.6%
農家巡回による動物用医薬品の適正使用指導 (巡回農場割合) (再掲)	100%	100%	100%
農業者・農薬販売店等に対する講習会受講者数* (新潟県病害虫防除所主催) (再掲)	217人	500人	500人

この数値は過去5年間(平成14年～18年)の平均値です。

施策 8 食品等の適正な表示の徹底

現状と課題

近年、産地偽装などの不正表示問題により、消費者の食品表示に対する関心はますます高まっています。食品表示は、消費者が食品を購入する際の大変重要な判断材料であり、JAS法、食品衛生法、健康増進法、景品表示法、計量法などにより、表示すべき事項や使ってはならない広告表現等が定められています。

食品表示に対する理解と信頼性を高めるため、食品関連事業者に対して、関係機関・団体等と連携し、正しい表示について普及啓発を図り、不適正表示に対する監視指導を徹底するとともに、消費者に対しても表示のルールなどを普及啓発していく必要があります。

食品の表示に関する法律について

法律	表示の目的	主な表示項目
食品衛生法	飲食による衛生上の危害発生防止	名称、使用された食品添加物、保存方法、消費期限又は賞味期限、製造者氏名、製造所所在地、アレルギー、遺伝子組換え等
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	品質に関する適正表示 消費者の商品選択に資するための情報表示	名称、原材料名（添加物含む）、保存方法、内容量、原産地名、消費期限又は賞味期限、製造者又は販売者の氏名・住所、遺伝子組換え、有機食品に関する事項等
不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）	虚偽、誇大な表示の禁止	（特定の表示義務づけはない）
健康増進法	健康及び体力の維持、向上に役立てる 健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告等の禁止	栄養成分等

取組方針

生産者や食品製造加工業者、食品販売者等の食品関連事業者に対し、食品衛生法やJAS法、健康増進法、景品表示法等各種法律に基づく適正な表示や広告について、十分な普及啓発を行います。

販売店等において食品表示の指導及び点検、監視を行い、不適正表示食品の排除と適正な表示の徹底を図ります。

外食事業者の原材料原産地表示の取組を推進します。

県の取組

- 1 各種講習会、説明会、セミナーなどによる正しい表示知識の普及啓発
食品衛生法やJAS法、健康増進法、景品表示法等各種法律に基づく適正な表示や広告について、県や関係団体、食品関連事業者が開催する講習会、説明会、セミナーなどを積極的に活用し、

食品関連事業者への普及啓発を行います。

2 広報誌や関係団体機関紙などによる正しい表示知識の普及啓発

県が発行する広報誌や情報誌、関係団体の機関紙などを活用し、表示や広告に関する正しい知識の普及啓発を行います。

3 食品表示に関する相談窓口の設置による普及啓発

県の各地域振興局（支局）の健康福祉（環境）部並びに農林水産（農業）振興部では、食品表示に関する各種相談や情報提供等により、食品関連事業者に対する正しい知識の普及啓発を行います。

また、表示に関する相談の一元的な対応についても検討します。

4 不適切な食品表示についての改善指導

事実に反する表示や、人を誤認させるような表示が判明した際は、県は各種法律に従い、厳正に改善指導や指示・注意を行い、適正な表示を確保します。

5 販売店等における食品表示の点検指導、監視の実施

県の各地域機関ごとに策定する年間計画や食品衛生監視指導計画に基づき、販売店等における食品表示について、立入調査、点検、監視を行い、不適正な表示については迅速に排除するとともに、必要な改善指導、指示を行い、適正な表示を確保します。

また、県民から公募した食品表示ウォッチャー*から、各地域の食品販売店での表示状況について調査・報告をしていただき、その結果を県の指導等に役立てていきます。

6 外食での牛肉の原産地表示の推進

米国产牛肉の輸入再開により、消費者からは、外食での牛肉の原産地表示を望む声が強まっていることから、外食での牛肉の原産地表示に関する県の指針を定めるとともに、指針に基づく取組を推進するため、「外食の原材料原産地表示取組宣言制度」を創設し、表示の推進を図ります。

関係者の役割

食品関連事業者：行政や関係団体が開催する講習会などに積極的に参加し、食品表示に関する正しい知識の習得に努めるとともに、関係法令に基づき適正な表示や広告を行います。

また、県が行う牛肉の原産地表示推進などの施策に積極的に取り組みます。

消費者：県が行う指導や監視、検査の実施状況及び結果に関心を持ち、必要に応じ県の施策に意見を表明します。

また、食品の購入や保存、消費にあたっては表示等を有効に活用し、食中毒の予防に努めます。

取組指標

項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
食品衛生責任者実務講習会受講率(県所管分) (再掲)	96% (平成17年)	100%	100%
広域流通食品製造施設監視数	2,327回	2,300回	2,300回
食品表示ウォッチャーによる調査店舗数	990店舗	990店舗	990店舗

施策 9 危機管理体制の整備

現状と課題

食品等に起因する健康被害は、その発生原因や影響範囲、対象者も多種多様であり、被害が極めて広範囲に及ぶ事故も発生しています。

また、平成13年に起きた米国の同時多発テロ以降、どのような形の事件が起きるのか想定できない情勢にあり、食品・水を使用したテロ等への万全な対応も求められています。

県では現在でもマニュアルの整備や食品事故発生時の連絡体制の整備をしておりますが、発生した場合の被害の拡大を防止するため、今後は定期的な訓練を実施するなど、より実践的な危機管理体制とする必要があります。

取組方針

食品関連事業者における危機管理の取組を推進します。

県は、食品による危機発生時に的確な対応を行うため、必要な体制の構築並びに対応マニュアルの整備を図ります。

食品による危機発生時に迅速な対応ができるよう、職員に対しマニュアルに基づく訓練を行い、より実践的な危機管理体制を作ります。

県の取組

- 1 食品関連事業者に対する、危機管理体制の整備や事故発生時の対応の啓発
食品関連事業者に対し、講習や研修、各種指導の機会を活用し、危機管理・緊急連絡体制の整備や事故発生時の対応マニュアルの整備等について啓発します。
- 2 食品等に起因する健康被害事例の適切な調査と被害拡大防止指導
食品等に起因する健康被害事例の調査・処理にあたっては、食中毒処理マニュアルなどに基づき、迅速かつ的確に調査を行い、原因究明と必要な被害拡大防止措置を行います。
また、危機の状況により、警察・消防機関、医師会、検疫所等と連携して取り組みます。
- 3 消費生活センター等の苦情相談窓口機関との連携強化
食の安全安心の相談窓口である保健所において危害食品情報の収集に努めるとともに、消費者からの様々な苦情や相談の窓口となっている消費生活センター等の機関から健康を損なうおそれのある食品等の情報を積極的に収集し、迅速な調査・対応を行うことにより、健康被害の発生や拡大の防止を図ります。
- 4 緊急事態発生時の迅速な公表の実施
食品等に起因する緊急事態発生時には、行政としてテレビ、ラジオ、新聞各社に協力を要請し、積極的に正しい情報の発信を行い、誤った情報の伝達による風評被害を防止します。
- 5 緊急時の検査支援体制の検討

大規模な食品関連事故等に際し、県の検査能力を超える検査需要が発生した場合、必要に応じ民間検査機関を活用できるよう支援体制を検討します。

6 健康危機管理対応演習の実施

テロ等も含め、食品等に起因する健康危機に的確に対応し、被害拡大を防止するため、保健所等の職員に対し、健康危機発生時の対応について実務的な演習を定期的に行い、職員の能力向上を図ります。

関係者の役割

食品関連事業者：様々な危機発生に備え、危機管理・緊急連絡体制や事故発生時の対応マニュアルを整備します。

また、危害発生時には迅速な情報提供を行い、適切な被害拡大防止措置を行います。

消費者：日頃から食に関する危害情報の収集に努め、危機発生時においても適切な対応を行い健康被害から身を守ります。

取組指標

項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
健康危機管理対応演習実施回数	1回	1回	1回

施策 10 研究開発の推進

現状と課題

県では、農業総合研究所において環境保全型農業を推進するための研究開発を行い、保健環境科学研究所において、食品の微生物や残留農薬等の調査研究を行うなど、各研究機関では、県の基幹産業である農林水産業や食品産業を支えるため、食の安全・安心に関する様々な研究開発を推進しています。

また、食品の安全性確保のため、今まで以上に国や大学等の研究機関、民間企業などと連携し、研究開発とその成果の普及を進めることが必要です。

取組方針

食品が原因となる健康被害防止のため、健康被害を起こすような物質や病原体等の分析法や検査法について調査研究を進めます。

安全・安心・健康志向や環境保全等に配慮した農林水産業のための研究を推進します。

県の取組

- 1 食品中の残留農薬一斉分析法の研究開発
国の研究機関などと連携し、残留農薬の一斉分析法の研究開発を進めます。
- 2 食中毒・感染症病因物質の迅速分析法の開発
食中毒等の発生メカニズムを究明し、適切な再発防止の指導を行うため、より簡便で迅速な病因物質の検査法の開発を進めます。
- 3 品種改良や生物的・物理的・耕種的防除法*を活用した安全・安心な農作物生産技術の開発
いもち病に強いコシヒカリBLの育成や、有用微生物等を活用した防除法の開発など、環境保全型農業の推進に向け化学合成農薬の使用量を低減するための技術開発に取り組みます。
- 4 有害土壌汚染物質（土壌中の残留農薬等）の除去、吸収抑制技術の開発
土壌中に残留している農薬等の有害土壌汚染物質の除去技術や農作物に吸収されにくくする土壌管理技術の開発など、安全・安心な農作物の提供に向けた技術開発を進めます。
- 5 生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術の開発
海洋深層水を原料とした水の活用等、高鮮度を維持できる鮮度管理手法の開発研究に取り組みます。

関係者の役割

食品関連事業者：行政や関係団体の広報・講習会などから情報を収集し、食の安全に関する新しい技術についての知識を習得するとともに、積極的にその導入や実践に努めます。

消費者：行政や関係団体の広報・講習会などから情報を収集し、食の安全に関する新しい技術についての理解を深めるとともに、食の安全・安心を目指した県産食品の消費に努めます。

取組指標

項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
検査可能な農薬・動物用医薬品数	約300種	400種以上	400種以上
環境保全型農業の推進に向けて取り組む研究課題数	11課題	11課題	11課題

視点2 食の安全・安心を育む信頼関係の確立

施策11 県からの情報発信の強化

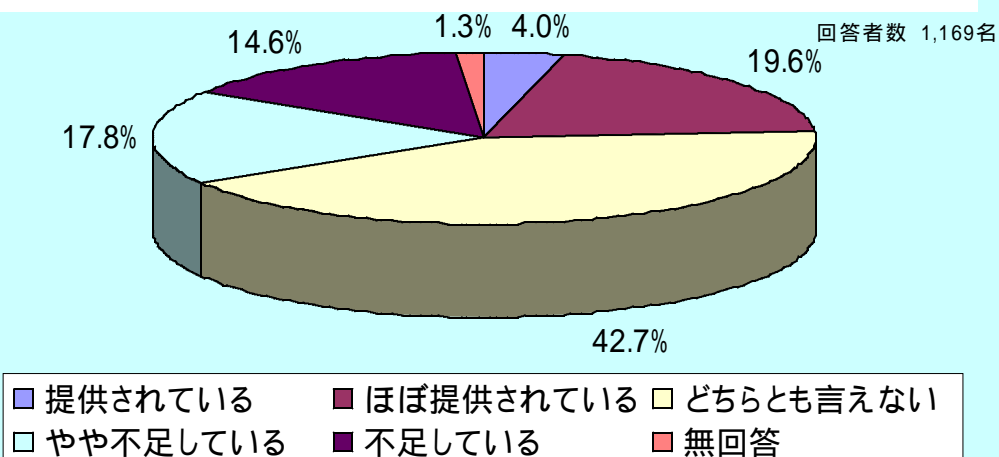
現状と課題

平成17年度に実施した県民アンケート結果では、食の安全・安心のため県に求めるものとして、「わかりやすい情報の提供」、「事件・事故・違反情報の公表」が1位、2位となっており、平成18年度の調査では、57.6%が県の情報提供は不十分と答えています。

また、中国製の健康食品による健康被害事例や、食品の誤った摂取方法による健康被害が報道され、県民への正しい知識、情報の提供は必要不可欠となっています。一方、営業施設が原因の食中毒も県内で毎年発生しており、その防止には食品関連事業者への正しい予防知識の普及が必要です。

そのため、県は食の安全・安心に関する様々な情報を収集し、広く県民に対し、正しい情報を迅速にわかりやすいかたちで積極的に発信する必要があります。

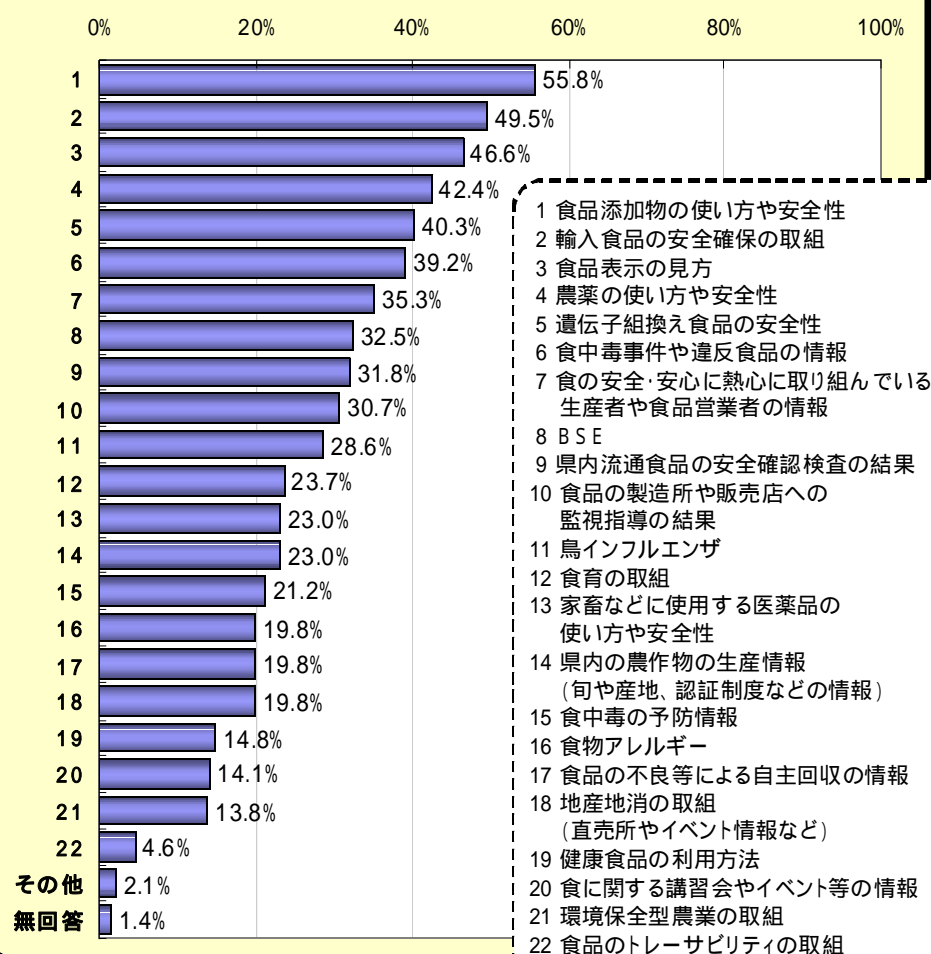
【県から食の安全・安心についての情報が十分提供されていると感じますか】



(出典:平成18年度「夢おこし」政策プラン推進のための県民意識調査)

【食の安全・安心に関して県から提供してほしい情報】 複数回答

回答者数 283名



(出典:平成18年度県民アンケート調査)

取組方針

県は、様々な媒体を活用し、消費者並びに食品関連事業者に対して、できる限りわかりやすい形での食の安全・安心情報の提供を行います。

県の取組

1 県ホームページによる情報提供

県ホームページ内の「にいがた食の安全インフォメーション」などにより、食の安全・安心に関するあらゆる情報を、総合的かつ体系的に情報発信します。

ホームページ更新情報などは、メールマガジン「いただきます！にいがた食の安全・安心通信」を通じての情報発信も行います。

主な県ホームページ

にいがた食の安全インフォメーション（福祉保健部）

総合的な食の安全情報、食中毒予防情報、検査の情報、営業許可に関する情報、食品衛生法違反者の公表情報など

安全・安心で豊かな食と緑の故郷（くに）づくり（農林水産部）

農林水産に関する総合的な情報、地産地消、特別栽培農産物認証制度、BSE・鳥インフルエンザ情報、にいがたの旬や特産品の情報など

2 テレビ、新聞や県の広報紙など県の広報媒体や市町村広報紙、関係団体の機関紙などを活用した情報提供

テレビ、ラジオの県広報番組、新聞の「県からのお知らせ」や「県民だより」、県が発行する各種広報紙、市町村広報紙、関係団体機関紙などを積極的に活用し、食の安全・安心に関する様々な情報を、幅広く発信していきます。

活用可能な広報媒体の例

テレビ：新潟県政ナビ（BSN）、ほっとホット新潟（UX）

新聞：県からのお知らせ（新潟日報）

情報紙：県民だより（広報広聴課）、県民だより地域版（各地域振興局）

生活情報にいがた「くらしほっと」（県民生活課）

にいがた農総研だより（農業総合研究所）

家畜衛生だより（各家畜保健衛生所）

関係団体機関紙：にいがた食の安全（（社）新潟県食品衛生協会） など

3 食品関連事業者等へのチラシ配布、ファックス送信による情報提供

季節的な食中毒予防情報（腸炎ピブリオ情報、ノロウイルスによる感染性胃腸炎・食中毒情報等）や食の安全に関する緊急情報などは、タイムリーな周知が重要であるため、卸売市場等を通じて直接関係者へチラシを配布したり、ファックス送信などにより、重点的に周知します。

4 食品販売店や飲食店を活用した消費者への情報提供

食品販売店や飲食店などの協力を得て、店頭でのポスター掲示やチラシ配布、広告への掲載などを通じ、消費者に対して食の安全・安心に関する様々な情報を提供します。

5 出前講座等の講習会による情報提供

食の安全・安心に関する事項を周知・広報するため、様々な機会を捉え、県の職員等が出向き、「食の安全・安心出前講座」などを行います。

関係者の役割

食品関連事業者：食の安全に関する情報収集を行うとともに、行政や関係団体が開催する講習会などに積極的に参加し、新たな知識の習得に努めます。

食の安全に関して学んだ知識を、職場や事業者間で共有し、安全・安心な食品の提供に努めます。

消費者：食の安全に関する情報収集を行うとともに、行政や関係団体が開催する講習会などに積極的に参加し、新たな知識の習得に努めます。

食の安全に関して学んだことを、家族や知人、友人などと共有し、食品の選択や調理、保存などに活用するとともに、食中毒の予防に取り組みます。

取組指標

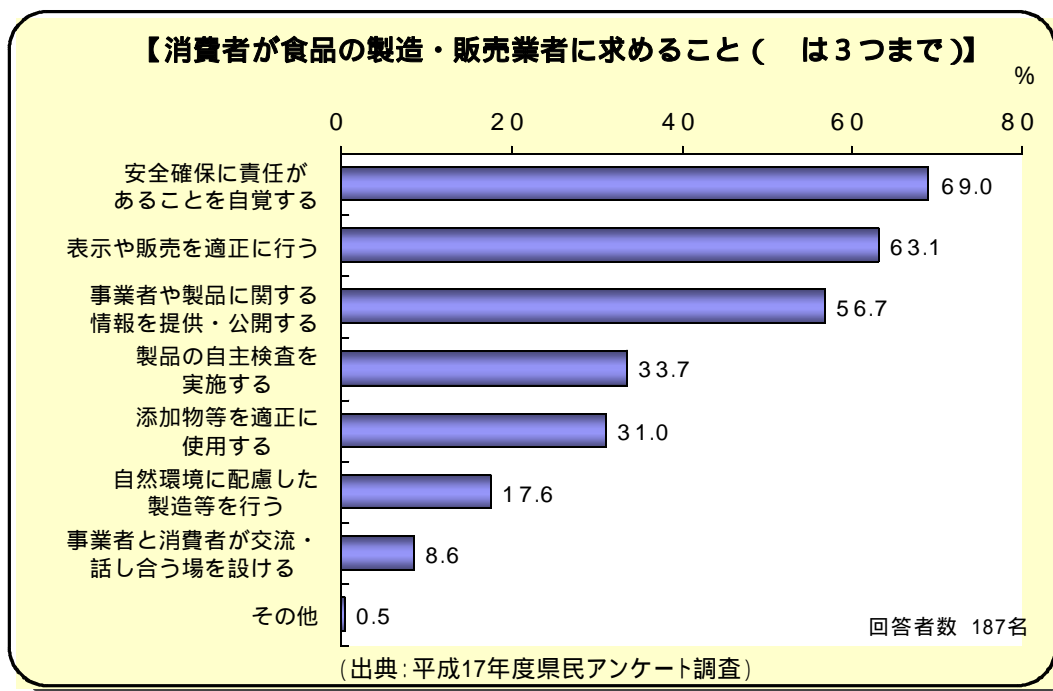
項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	10,936 (平成17年)	20,000	30,000
メールマガジン「いただきます！にいがた食の安全・安心通信」配信登録者数	197人	1,500人	3,000人
食の安全・安心出前講座開催数	1回	10回	20回
県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合	23.6%	35.0%	50.0%

施策12 食品関連事業者から消費者への情報提供の推進

現状と課題

近年、企業の社会的責任として適切な情報開示が求められるようになってきました。また、平成17年度に実施した県民アンケート結果でも、食品関連事業者に求めるものとして回答者の約6割が事業者や食品そのものの情報の公開を求めています。

食品関連事業者が消費者に対し適切な情報提供を行うことは、食品関連事業者や食品に対する消費者の信頼の確保につながることから、積極的な情報提供を推進するシステムづくりを進める必要があります。



取組方針

食品関連事業者が、消費者に対し自らが行う食の安全・安心の取組に関する情報公開を推進します。

県の取組

- 1 自主基準の設定・公開制度*を活用した、食品関連事業者の情報公開の推進
自主基準の設定・公開制度の検討に際しては、食品関連事業者が行う情報公開の内容や頻度などを県が示すガイドラインに盛り込み、取組を推進します。
- 2 健康づくりに寄与する取組を行っている飲食店等の情報提供
消費者の健康づくりを推進するため、健康に配慮したメニューや栄養情報等を提供している飲食店等を「健康づくり支援店」に指定し、県のホームページで紹介します。

- 3 消費者の見学を受け入れている製造所等食品関連事業者の情報提供
食品関連事業者から消費者への情報提供の一環として、消費者の見学や研修を受け入れている食品関連事業者の情報を県が収集し、ホームページ等で紹介します。
- 4 県ホームページを活用した自主回収情報の公開
食品事業者による自主回収情報の県ホームページを活用した情報提供について検討します。
- 5 トレーサビリティシステムに基づく消費者への情報提供
農林水産物等のトレーサビリティが円滑に運用されるよう支援を行うとともに、消費者に対し、システムの理解と普及を図ります。
- 6 農業体験を通じた消費者への情報提供
ふれあい農場体験など食品関連事業者が行う生産現場に直接消費者が触れる取組について、県として積極的に支援し、消費者の理解を深めます。

関係者の役割

食品関連事業者：自ら行っている食の安全・安心に関する取組や食品の情報について積極的に公開し、消費者への情報提供に努めます。

農業体験の場の提供や食品製造・流通・販売施設の見学会、消費者との交流会などを積極的に開催し、消費者との相互理解に努めます。

消費者からの問い合わせに対し、正確に答えられる体制づくりに努めます。

消費者：食品関連事業者が自ら提供している食の安全・安心に関する情報の収集に努めます。

食品関連事業者の行う農業体験や食品製造・流通・販売施設の見学会、交流会などに積極的に参加し、事業者の食の安全・安心への取組を理解するよう努めます。

また、収集した情報は食品の選択や調理・保存などに活用し、食中毒の予防に取り組みます。

取組指標

項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
健康づくり支援店指定数	874店	1,250店	1,700店以上
学童等体験活動参加者数(修学旅行や総合学習等で体験交流に参加した小中学生等の数)	87,418 人・日 (平成16年)	110,000 人・日	130,000 人・日

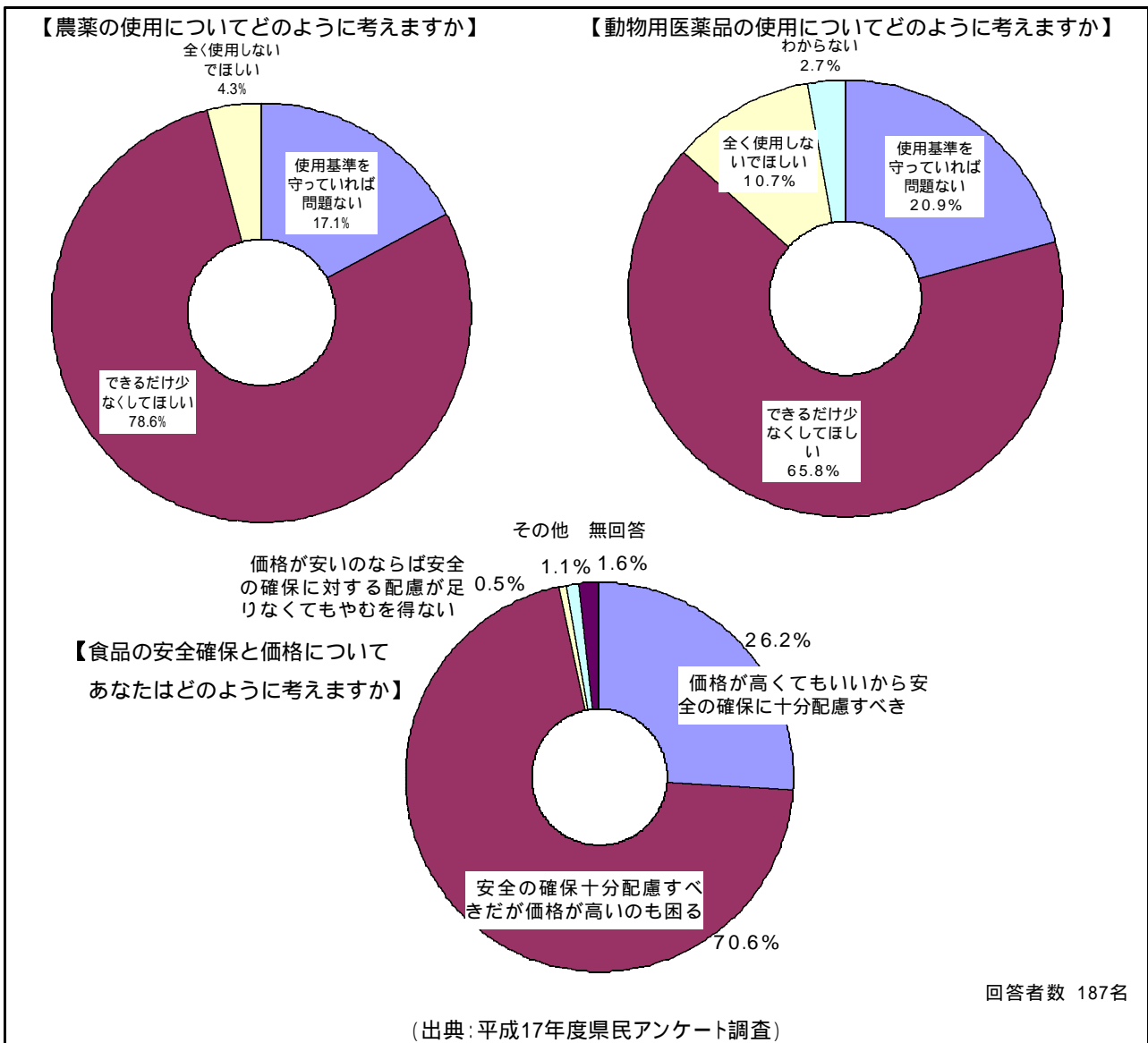
施策13 消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進

現状と課題

食の安全・安心の捉え方は知識や立場、経験の違いなどにより異なります。

県や食品関連事業者が行っている食の安全に関する様々な取組について消費者の理解を得ることは、食品関連事業者や食品に対する消費者の信頼の確保につながることになります。

平成17年度に実施した県民アンケート結果でも、回答者は農薬や動物用医薬品の使用について、基準以上の削減を求める傾向がある一方、食品の安全確保に対するコスト意識が低いなど、食品関連事業者の食の安全・安心に関する取組について、意識や考え方に温度差や違いがあると考えられることから、相互理解のため、情報や意見の交換を広く行う必要があります。



取組方針

県は、消費者、食品関連事業者の相互理解を深めるため、お互いに情報や意見を交換できる場の提供を推進します。

県の取組

- 1 消費者、食品関連事業者、県の相互理解をすすめるイベント等の開催
県は、消費者、食品関連事業者の相互理解の推進のため、相互に関心の高いテーマや伝えたいテーマによる意見交換会などを開催します。
また、新潟県における食の安全・安心に関する情報の共有を進めるため、参加者が能動的に取り組めるようアンケートやクイズなどを活用したイベントを開催します。
- 2 にいがた食の安全・安心審議会の開催
条例に基づく「にいがた食の安全・安心審議会」を定期的で開催し、審議会からの食の安全・安心施策に対する意見や提言を活かした施策実施に努めます。
- 3 関係団体が行う相互理解の取組の支援
関係団体などが主催するリスクコミュニケーション*などの取組に対し、必要な支援を行います。
- 4 消費者が自ら行う食の安全・安心に関する取組に対する支援
消費者が自ら企画する食の安全・安心に関する取組に対し、講師や説明者の派遣、ホームページ等での取組の紹介など必要な支援を行います。

関係者の役割

食品関連事業者：行政や消費者との意見交換会やリスクコミュニケーション、交流会などを企画し、また積極的に参加し、それぞれの立場の意見についての理解を深めるとともに、自らの意見についても積極的に発言します。

消費者：行政や食品関連事業者との意見交換会やリスクコミュニケーション、交流会などを企画し、また積極的に参加し、それぞれの立場の意見についての理解を深めるとともに、自らの意見についても積極的に発言します。

行政や食品関連事業者の取組について、どこに不安があり、どうすれば安心できるか積極的に意見を述べます。

取組指標

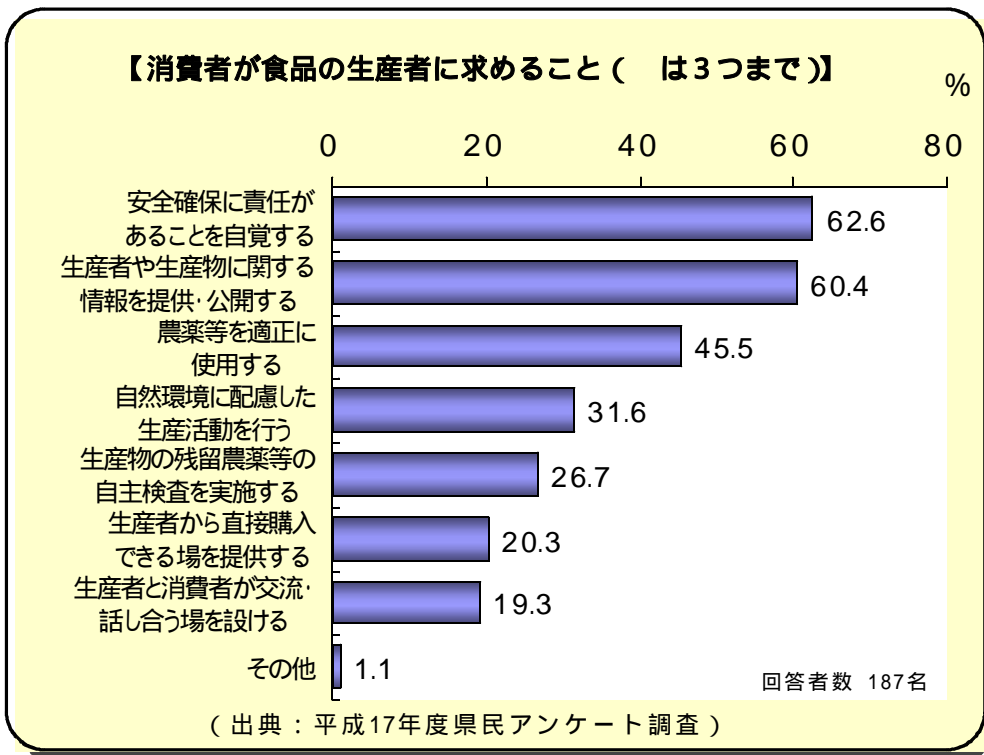
項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
県民意見交換会の開催回数	4回	7回	14回
にいがた食の安全・安心審議会の開催回数	4回	3回	3回

施策14 自主基準の設定及び公開の推進

現状と課題

平成17年度に実施した県民アンケート結果では、回答者の約6割が食品関連事業者や製品に関する情報の公開を求めており、5割以上が食の安全・安心に積極的な取組をしている事業者から食品を購入すると答えており、事業者から消費者への情報提供をより一層進めることが重要です。

消費者が食の安全・安心に積極的に取り組んでいる食品関連事業者を選択するためには、事業者が自主的に安全・安心を高めるような取組を行い、それを自ら公開することにより、消費者に食品選択の目安を提供し、消費者との信頼を深めるシステムの構築が求められています。



取組方針

食品関連事業者が、自ら食の安全・安心に関する基準を設定し公開することにより、県民が食品を選択する際の目安を提供します。

県の取組

1 自主基準の設定・公開制度*の創設、普及（再掲）

県は、食品関連事業者が自ら食の安全・安心に関する取組として、県のガイドラインに従って自らの自主基準や遵守状況を公開する制度の創設を検討します。

この制度は、食品関連事業者の食の安全・安心に対する取組を消費者に伝え、意識の高揚を図るとともに、県民が食品を選択する際の目安を提供するものです。

2 外食での牛肉の原産地表示の推進（再掲）

米国产牛肉の輸入再開により、消費者からは、外食での牛肉の原産地表示を望む声が強まっていることから、外食での牛肉の原産地表示に関する県の指針を定めるとともに、指針に基づく取組を推進するため、「外食の原材料原産地表示取組宣言制度」を創設し、表示の推進を図ります。

関係者の役割

食品関連事業者：自らの食の安全・安心に関する取組について、自主基準の設定・公開制度などを活用して積極的に公表し、消費者の理解を得るよう努めます。

消費者：自主基準の設定・公開制度の意味や効果を理解し、同制度に基づき提供されている食の安全・安心に関する情報を目安に店舗の利用や製品の選択を行うなど、同制度を自らの消費行動に積極的に活用するよう努めます。

施策 15 食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進

現状と課題

消費者が食料の生産・加工現場に直接触れる機会が少なくなり、食への理解が低下する中で、全国的にはBSEや大規模食中毒の発生、食品の偽装表示の発覚、誤った情報の氾濫などにより食への不安感は増大しています。

地産地消の取組や様々な教育機会の提供等により食育を推進することで、消費者の本県農林水産業や食の安全・安心に関する知識を深めることが求められています。

取組方針

新潟県食育推進計画に基づく食育の推進を通じて、新潟の食を生み出す農林水産業への理解を深め、食の安全・安心に関する正しい知識の普及を図るための取組を進めます。

県の取組

1 食の安全・安心に関する知識の普及

家庭、学校、地域の各場面において、市町村、関係者・団体などと連携・協働し、食育を県民運動として推進することにより、食の安全・安心に関する正しい知識の普及を図り、消費者がその知識を基にして、食品を選択できる力を習得する取組を進めます。

2 食育を通じた本県農林水産業に対する理解の推進

学校給食における県産農林水産物の使用促進や生産者と消費者の交流促進、学校における農林漁業体験学習の推進など、地産地消の取組や様々な教育機会の提供等により食育を進めていくことで、消費者の本県農林水産業に対する理解の推進を図ります。

関係者の役割

食品関連事業者：自ら積極的に食育の推進に努めるとともに、県や市町村、関係団体などが行う食育の取組に積極的に協力します。

消費者との交流等を通じ、食の安全に関する自らの取組への理解を深めるよう努めます。

消費者：県や市町村、関係者・団体などが行う食育の取組に積極的に参加するなど、食に関する知識及び食品を選択する力の習得に努めます。

地産地消運動などを通じて、食の安全・安心に関する生産者の取組や生産物への理解を深めます。

取組指標

項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合 (再掲)	23.6%	35.0%	50.0%
県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数 (再掲)	10,936	20,000	30,000
食育に関心を持つ県民の割合	59.8%	75%	90%以上
健康づくり支援店指定数 (再掲)	874店	1,250店	1,700店以上
食育ボランティア登録数	165人	200人	200人
学童等体験活動参加者数(修学旅行や総合学習等で体験交流に参加した小中学生等の数) (再掲)	87,418 人・日 (平成16年)	110,000 人・日	130,000 人・日
学校給食における地場産農林水産物の使用割合	27.1% (平成16年)	30%	30%

この調査の対象月は、6月と11月です。

施策16 食の安全・安心に係る施策の申出制度の普及

現状と課題

この条例では「食の安全・安心に関する県の施策に対し必要に応じ意見を表明すること」を県民の役割と規定しており、施策の申出制度は、意見を表明するための一つの仕組みとして定められたものです。

県民がこの制度を利用し、食の安全・安心行政に積極的に意見を表明し、透明度の高い処理が行われることで、県の施策に対する信頼感も高まることから、制度の周知を進め、県民の積極的な行動を促す必要があります。

取組方針

施策の申出制度の普及啓発を行います。

県の取組

1 施策の申出の受付窓口や制度の周知

県ホームページや新聞等の広報媒体、各種団体の機関紙等を活用し、施策の申出窓口や制度の周知を行い、制度の利用を推進し、県が行う食の安全・安心に関する施策に県民の意見を反映させます。

関係者の役割

食品関連事業者：県の行う食の安全・安心に関する施策は、食品関連事業者が行う取組に大きな影響を与えることから、それらの施策に関する情報を入手し、協力するとともに、よりよい取組を進めるためその施策に改善が必要な場合は、制度を利用し積極的に意見を表明します。

消費者：県の行う食の安全・安心に関する施策が日々の食生活にどのように関わりがあるのかに心を持ち、よりよい食生活を送る上でその施策に改善が必要な場合は、制度を利用し積極的に意見を表明します。

施策 17 食に起因する危害情報の申出制度の普及

現状と課題

食品等の流通は広域化が進み、ひとたび食品等による健康被害が発生した場合は、多数の消費者へ影響が及ぶことも考えられます。

食品等を原因とする健康被害について積極的に情報収集を行い、早期に適切な対応をとることにより被害の拡大を防止することができることから、より県民が相談しやすい窓口を設け、情報に基づき被害拡大防止を図る体制を構築することが必要とされています。

取組方針

危害情報の申出制度の普及啓発を行います。

県の取組

1 危害情報の申出の受付窓口や制度の周知

県ホームページや新聞等の広報媒体、各種団体の機関紙等を活用し、危害情報の申出窓口や制度の周知を行い、制度の利用を推進し、健康を損なうおそれのある食品等の情報を収集し、その情報に基づき調査を行い健康被害の発生や拡大の防止を図ります。

関係者の役割

食品関連事業者：食の安全性の確保には、自らがその第一義的責任を有していることを認識し、食品に関する危害情報を入手した場合は、迅速に情報提供を行うとともに、速やかに必要な対策を実施します。

消費者：日頃から食品の安全性に関心を持ち、食品に関する危害情報を入手した場合は、制度を利用し積極的に申し出ます。

施策 18 国や他の自治体との協力体制の整備

現状と課題

食品等の流通は輸入も含め広域化が進んでおり、その安全・安心確保対策には、県域を越えた国や他の自治体との協力体制が不可欠です。

平成14年に関係都道府県で結成された全国食品安全自治ネットワーク*は、加盟自治体も増え情報交換等の役割を果たしており、都道府県間の横の連携はとれつつあります。

一方、食の安全・安心の推進は市町村においても重要な課題となっておりますが、県と市町村の間の食の安全・安心に関する意思疎通や情報交換のチャンネルは依然少ない状況となっております、連携体制の構築が必要となっております。

取組方針

国や他の都道府県、市町村等との連携体制を構築し、食の安全・安心確保対策に取り組めます。

県の取組

1 国への協力要請、食の安全・安心に関する施策の提言

内閣府の食品安全委員会をはじめ関係省庁との連携や情報交換を一層進めるとともに、施策の実施にあたっては相互協力を努めるほか、必要に応じて食の安全・安心に関する施策の提言を行います。

2 全国食品安全自治ネットワークへの参加、活用

群馬県等が運営する全国食品安全自治ネットワークに引き続き参加し、情報の共有化や都道府県が連携した施策を実施します。

3 県内市町村との連携強化

市町村との食の安全・安心に関する情報の共有化を図るため、電子メールを活用した情報ネットワークの構築を検討するとともに、地域住民への情報提供にあたっては、市町村と協力して行います。

関係者の役割

食品関連事業者：県が国や他の自治体などと連携して行う食の安全・安心に関する取組についての情報を集め、協力するとともに、必要に応じて県の施策に対する意見を表明します。

消費者：県と市町村が地域において行う食の安全・安心への取組について積極的に参加・協力するとともに、必要に応じて意見を表明します。

施策19 食の安全・安心に係る人材の育成

現状と課題

食の安全・安心の確保のためには、食品関連事業者と消費者の相互理解を深め、安全の確保と安心感の醸成を図ることが重要です。

そのためには、生産から消費に至る各段階で専門的な知識を有する人材を育成し、そういった人々が地域や業界のリーダーとして様々な形で知識の普及啓発に努めていくことが必要です。

取組方針

食の安全・安心に関する正しい知識の普及を行うため、生産から消費に至る各段階での専門知識を有する人材の育成に努めます。

県の取組

1 食品衛生指導員*の養成及び継続教育

食品営業者の自主管理指導を行っている(社)新潟県食品衛生協会の食品衛生指導員の養成と継続教育について、今後とも県として取り組めます。

2 にいがた食の安全・安心サポーターの設置

きのこの食・毒鑑別のできる人材や、食品衛生に関する高度な知識を有する人材を「にいがた食の安全・安心サポーター」として委嘱し、サポーターによる食品関連事業者や消費者への正しい知識の普及を図ります。

3 食品衛生監視員*の^{ハ サ ッ プ}HACCPに関する指導力強化

保健所などで食品営業施設の指導にあたる食品衛生監視員を対象に^{ハ サ ッ プ}HACCPシステムに関する専門的な研修を行い、食品営業者の^{ハ サ ッ プ}HACCPシステムの導入・運用に関し、支援が行えるよう指導力の強化を図ります。

4 農薬管理指導士の確保・育成

農薬に関する高度な知識と農薬使用者に対する指導力を有する農薬販売者や防除業者等の人材を農薬管理指導士として、確保・育成し、農薬使用者に対する農薬の適正使用の普及を図ります。

5 食育ボランティアの登録・育成及び活動支援

食に関する専門的知識・技術(資格、経験等)を持ち、地域レベルでの「食生活指針」の普及定着等の食育実践活動をお手伝いいただく食育ボランティアを登録・育成し、その活動を支援します。

関係者の役割

食品関連事業者：食の安全・安心に関する専門的な知識を有する人材の計画的な育成に努めるとともに、県などに協力し、他の食品関連事業者や消費者への正しい情報の伝達、普及に努めます。

消費者：食の安全に関心を持ち、知識の研鑽に努めるとともに、自らの専門知識や経験を生かし、県などが行う食の安全・安心に関する取組に参画します。

取組指標

項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
にいがた食の安全・安心サポーター数	34人	40人	40人
食品衛生監視員の ^{ハサップ} HACCP研修受講率	89%	94%	100%
農薬管理指導士資質向上研修受講者数	652人	700人	700人
食育ボランティア登録数 (再掲)	165人	200人	200人

施策 20 環境保全に配慮した事業活動の推進

現状と課題

県民の環境保全に対する意識の向上などから、農林水産業や食品製造業などの食品関連事業者の事業活動においても、環境に優しい取組が求められています。

そのため、食品関連事業者は、環境と調和した持続的な生産を行い、事業活動に伴う廃棄物を削減するなど環境に対する負荷を減らす対策が求められています。

取組方針

食品関連事業者に対し、事業活動に際しては環境に配慮したものとなるよう指導します。

県の取組

1 環境保全型農業の推進（再掲）

たい肥等有機質資源を利用した土づくりを基本とし、化学合成農薬や化学肥料の使用量を低減した栽培の実践を通じ、環境と調和した環境保全型農業を推進します。

また、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、環境保全型農業を実践する農業者をエコファーマー*として認定します。

2 家畜排せつ物法*の遵守状況の巡回調査などによる監視、指導

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の推進を図るため、農家の巡回調査などを行い、家畜排せつ物の管理基準の遵守状況の監視、指導を行います。

3 食品関連事業者の適正な廃棄物処理、排水処理等の推進

食品関連事業者の監視指導を行う際には、法に基づく適正な廃棄物処理、廃水処理にがなされているか確認し、必要な指導を行います。

関係者の役割

食品関連事業者：環境を汚染することがないように配慮した事業活動を行い、廃棄物を減らすなど環境に対する負荷を減らすよう努めます。

また、食品加工残さ等の有機資源について、たい肥等への活用を図ります。

消費者：環境保全活動の社会的な重要性や必要性を理解し、環境保全活動に積極的な食品関連事業者の店舗の利用や製品を消費することなどにより、消費活動を通じて環境保全活動が進むよう努めます。

また、自らも環境に配慮した食品の利用や廃棄物を減らす取組などを積極的に行います。

関係者の役割

食品関連事業者：食の安全・安心に関する専門的な知識を有する人材の計画的な育成に努めるとともに、県などに協力し、他の食品関連事業者や消費者への正しい情報の伝達、普及に努めます。

消費者：食の安全に関心を持ち、知識の研鑽に努めるとともに、自らの専門知識や経験を生かし、県などが行う食の安全・安心に関する取組に参画します。

取組指標

項目	現状 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成24年)
特別栽培農産物等面積* (再掲)	9,403ha (平成17年)	35,000ha	55,000ha
エコファーマー認定者数 (再掲)	1,143人 (平成17年)	2,500人	4,400人
家畜排せつ物法を遵守している生産者の割合	100%	100%	100%

----あ----

衛生管理型漁港

産地卸売市場があり、水揚量が特に多い水産物流通の拠点となる漁港を対象に、国のモデル事業として総合的な衛生管理対策を進める漁港。

県内には64の漁港があり、そのうち利用範囲が全国的で特に重要な2港（能生、両津）について、モデル地区としての採択を目標としています。

なお、漁港管理者が行う衛生管理型漁港の整備には、以下のものが含まれています。

- ・取水、導水施設等の清浄海水導入施設の整備
- ・防風防雪防暑施設（屋根等） 鳥獣侵入防止施設（シャッター等）の整備
- ・汚水排水処理施設の整備
- ・アクセス道路の整備・防塵舗装
- ・水質浄化施設（漁港内の海水交換、水質改善対策）の整備など

エコファーマー

「土づくり技術」「化学肥料低減技術」「化学合成農薬低減技術」を一体的に取り組む計画を策定し、この計画が県の基準に適合した場合、環境保全型農業を実践する生産者（エコファーマー）として認定しています。

----か----

家畜排せつ物法

正式には「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」といい、畜産業における家畜排せつ物の管理基準や利用促進、指導などが定められている法律です。

牛肉トレーサビリティ法

正式には「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」といい、BSEのまん延防止措置の実施の基礎とすることを目的に、平成15年6月に制定されました。

生産者に対し、牛個体識別台帳の作成、出生等の届出、耳標の装着等を義務づけ、特定料理提供者（焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキを提供する専門店）等に対し、食用牛肉への個体識別番号の表示を義務づけています。

コシヒカリBL

「コシヒカリ」に、いもち病に強い性質をプラスした品種で、平成17年度から新潟県内で一般栽培が開始されました。従来からの「戻し交配」という育種手法で、15年の歳月をかけて新潟県が開発したものです。

----さ----

自主基準の設定・公開制度

条例第16条に基づき、生産者や食品製造業者等が、自ら設定した基準（野菜の農薬散布回数や加工食品の検査と結果公開など）を公開する場を県ホームページ上に設け、自主的な安全取組宣言を支援するものです。

この制度に基づくものとして、平成18年9月現在「外食の原材料原産地表示取組宣言制度」があり、レストランなどで提供される牛肉の原産地表示を推進しています。

飼養衛生管理基準

食品である畜産物の生産段階での衛生管理が、食の安全性確保、国民の健康保護のために重要なことから、衛生管理をよりの確に行い健康な家畜を生産するために、平成16年9月に家畜伝染病予防法で新たに定められた基準です。

基準は10項目で構成されており、主な内容は家畜の病気を予防するため、畜舎等の消毒の励行や飼料や給与水を清潔に保つこと、他の農場などから病気が持ち込まれないように家畜の導入時や野生動物の畜舎内への侵入に注意すること、家畜の健康管理に努めることや獣医師指導を受けることなどが定められています。

食品安全GAP (Good Agricultural Practice)

農産物の生産から流通までの過程で、食品の安全性を脅かすリスクが発生する場面を予め想定し、その場面ごとの対策を確実に実施し、その内容を記録することにより、安全性を確保する手法です。

食品衛生監視指導計画

食品関連施設の監視指導や検査を計画的かつ効率的に行うため、食品衛生法に基づいて新潟県及び保健所を設置している新潟市が毎年策定している計画です。内容は、給食施設、食品製造施設、スーパーマーケット、鶏卵選別包装施設、と畜場、食鳥処理場などの食品営業関連施設の監視指導項目、監視回数や食品の計画検査数などを定めています。

監視や検査の結果については、毎年公表し、県ホームページ「食の安全インフォメーション」に掲載しています。

食品衛生指導員

食品衛生指導員は、社団法人新潟県食品衛生協会長から委嘱され、食品関係事業者の自主管理体制の確立や消費者に対して食中毒予防などの普及啓発を行っています。

県内では、約2,200名の食品衛生指導員が地域での施設巡回指導などを行い、食中毒予防啓発など自主衛生管理活動に取り組んでいます。

食品表示ウォッチャー

県民公募により委嘱し、それぞれの地域における食品販売店での表示状況について消費者視点に立った調査・報告をしていただいています。

ウォッチャーには法に基づく検査権限は付与されないことから、報告を受けた不適正案件については、県が確認の上、必要に応じ指導を行っています。

生物的・耕種的・物理的防除法

従来の化学合成農薬に依存した病虫害防除でなく、天敵の使用や病虫害が発生しにくい栽培方法、資材等を活用した環境にやさしい病虫害防除の方法です。

(具体例)生物的防除：天敵やフェロモンを利用した害虫密度の低下

耕種的防除：抵抗性品種の導入や接ぎ木、輪作、雨よけ栽培、換気による湿度低下など

物理的防除：防虫ネットによる害虫の侵入防止、熱湯や蒸気による土の消毒など

全国食品安全自治ネットワーク

群馬県、岐阜県、佐賀県の3県が提唱県となり、食品の広域化や多様化に対応するため、全国の地方自治体による知恵と情報の連携を図るため設置された会議です。

総合衛生管理製造過程承認制度とは

食品衛生法第13条に基づくHACCPによる総合的な衛生管理のことで、実施している施設が厚生労働大臣の審査を受け、承認を受けることができる制度です。

厚生労働省では、乳、乳製品、魚肉練り製品、食肉製品、清涼飲料水、レトルト食品の6食品群について平成9年から承認を行っており、県内の承認施設は平成18年10月末現在で8施設となっています。

-----た-----

地産地消運動

「地域で生産された農林水産物をその地域で消費する取組」として位置付け、消費者や生産者、流通関係者等が一体となって、生産者の顔が見える「安全」「安心」「高品質」な県産農林水産物の提供による県民満足度の向上、地域の消費者（実需者）ニーズを的確に捉えた生産・販売による県内農林水産業の持続的発展」をねらいとした取組であり、新潟県では、県内全域をその地域として捉え、運動を推進しています。

特別栽培農産物等面積

化学合成農薬と化学肥料の使用量を、慣行からそれぞれ3割以上減らした農産物の栽培面積のことです。

トレーサビリティ

食品の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができる方式。生産や流通業者は、媒体（バーコード、ICタグ等）に食品情報を集積するなどし、それを消費者等が必要に応じて検索できるシステムです。

-----な-----

新潟県健康福祉ビジョン

県民一人一人が、自分らしい、満足度の高い人生を送ることができるよう、平成28年までの、目指すべき健康福祉施策の方向を示した計画です。

新潟県食育推進計画

新潟県食育推進計画とは、平成17年に制定された食育基本法第17条に規定する都道府県食育推進計画に位置づけるもので、本県の地域特性を取り入れた総合的な食育を推進するための県計画です。

新潟県「夢おこし」政策プラン

これまでの新潟県長期総合計画に代わり、「将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現」を基本理念とした、新しい県の最上位の行政計画です。

にいがた農林水産ビジョン

本県農林水産業・農山漁村の情勢や今後の変化に的確に対応していくため、生産者、農林漁業団体、県民、市町村、県がそれぞれの役割分担のもとに取り組むべき課題と、その方向を示す指針です。

農薬危被害防止運動

農薬により県民や環境、また農作物に被害が及ぼさないよう、毎年6～8月15日にかけて農薬の適正使用について意識啓発を行うものです。

農業者・農薬販売店等に対する講習会受講者数

県内には農薬販売店が約1,800店あり、また、県では病害虫の発生状況調査や適正防除等を指導する病害虫防除員を約450人任命しています。県病害虫防除所では、こうした方々のうち、毎年500人程度を対象に農薬の適正販売や適正使用を推進するための講習会を開催しておりますので、現状の取組を踏まえ受講者数を設定しました。

なお、農薬の適正使用等の指導については、県地域機関や農薬について専門的な知識を有した農薬管理指導士をはじめ、講習会受講者等から指導的な役割を担って頂いています。

-----は-----

ハ ^ハ ^サ ^ッ ^プ H A C C P

食品衛生管理の方法の一つで、製造工程中の重要な管理ポイントを常に監視し、すべての製品の安全性を保証しようとするものです。この考え方は、家畜の生産段階から応用されています。

ハ ^ハ ^サ ^ッ ^プ H A C C P方式導入農場の認定

健康な家畜を飼育し安全な畜産物を供給するために、H A C C Pの考え方に基づく衛生管理手法（H A C C P方式）を畜産農家に普及・推進し、この方式を導入した農場を「畜産安心ブランド生産農場」として（社）新潟県畜産協会が認定しています。

平成18年3月末現在、92農場（豚 55、肉用牛10、採卵鶏13、ブロイラー14）が認定されています。

ポジティブリスト制度

原則すべての農薬等について、残留基準（基準が設定されていない農薬等については一律基準を適用）を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等を原則禁止する制度です。

-----ら-----

リスクコミュニケーション

行政や消費者、事業者、専門家などの間でリスク（食品中に危害が存在する結果として健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）に関する情報及び意見を相互に交換することです。

附録

にいがた食の安全・安心条例 新潟県条例第81号

目次

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 食の安全・安心に関する基本的施策（第9条 - 第22条）

第3章 使用禁止農薬等を使用した農林水産物の出荷等の禁止（第23条 - 第25条）

第4章 にいがた食の安全・安心審議会（第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食の安全・安心について、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、県が食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、もって県民の健康を保護すること並びに県民が安全で安心な食生活を享受でき、及び安全で安心な食品等を消費者に提供できる新潟県を築くことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安全・安心 食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保することをいう。
- (2) 食品等 食品（すべての飲食物（その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。以下同じ。）及び添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。以下同じ。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。以下同じ。）並びに容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 食品関連事業者 食品若しくは添加物、器具又は容器包装の生産、輸入、販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
- (4) 生産者 食品関連事業者のうち、農林水産物を生産し、又は採取する者及びこれらの者で構成される団体をいう。

（基本理念）

第3条 食の安全・安心は、県民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に行われなければならない。

- 2 食の安全・安心は、必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の過程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。
- 3 食の安全・安心は、食料供給県としての役割にかんがみ、農林水産物その他食品の生産、製造、加工等の段階において特に行われなければならない。
- 4 食の安全・安心は、科学的知見に基づき行われなければならない。
- 5 食の安全・安心は、消費者、食品関連事業者及び県の相互理解と協力の下に行われなければならない。
- 6 食の安全・安心は、食品等の安全性と環境の密接な関係に配慮して行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、食の安全・安心に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、国、他の都道府県及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

(食品関連事業者の責務)

第5条 食品関連事業者は、関係法令を遵守するとともに、自らの事業活動が県民の健康に大きく影響を及ぼすことを自覚し、自らが提供する食品等の自主検査を推進する等自主的に食品等の安全性の確保に取り組まなければならない。

2 食品関連事業者は、その事業活動に係る食品等に関する情報の公開、消費者との積極的な意見の交換等を通じ、食品等に対する消費者の信頼の確保に努めなければならない。

3 食品関連事業者は、食品等の安全性と環境が密接に関係していることを踏まえ、その事業活動が環境に与える影響に配慮しなければならない。

4 食品関連事業者は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力しなければならない。

(県民の役割)

第6条 県民は、食品等の消費に際し、その安全性を損なうことがないように適切に行動し、並びに食品等の安全性、健全な食生活等に関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、食品関連事業者が食の安全・安心について積極的に取り組むことができるように、その取組について理解を深めるとともに、その取組に協力するよう努めるものとする。

3 県民は、食の安全・安心に関する県の施策に対し必要に応じて意見を表明し、及びその施策に協力するよう努めるものとする。

4 県民は、自らが行う食品等の消費行動が環境に様々な影響を与え、それが食品等の安全性に関係していることを踏まえ、食品等の消費に当たっては環境に与える影響への配慮に努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、食の安全・安心に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の調整)

第8条 県は、食の安全・安心に関する施策の実施に当たり、関係法令を所管し、又はこれに関連する事務若しくは事業を行う県の各機関が常に緊密な連絡を保ちつつ相互に施策の調整を図るため必要な措置を講ずるものとする。

第2章 食の安全・安心に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 知事は、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、食の安全・安心に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、にいがた食の安全・安心審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

7 知事は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を公表しなければならない。

(安全で安心な食品等の提供の促進)

第10条 県は、安全で安心な農作物等の生産を促進するため、生産の各段階における安全性の確保のための取組の促進、生産技術の開発及びその成果の普及、生産過程の情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、安全で安心な畜産物の生産を促進するため、家畜の飼養に当たっての衛生的な管理の指導及び促進、家畜伝染病等の検査、監視及び防疫体制の整備、生産過程の情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 県は、安全で安心な水産物の提供を促進するため、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術の開発及びその成果の普及、漁獲の場所等の情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、安全で安心な加工食品の提供を促進するため、食品衛生に関する最新の知識の普及、加工食品の製造、加工等における高度な衛生管理のための手法の導入に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 県は、前各項に定めるもののほか、安全で安心な食品等の提供を促進するため、添加物、農薬、動物用医薬品及び飼料の適正な使用方法の指導、それらに関する自主的な検査の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 県は、遺伝子組換え作物（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物であるものをいう。以下この条において同じ。）の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

（一貫した監視等の実施）

第11条 県は、食品等の安全性を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の食品等の供給の過程において一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

（食品等の適正な表示等）

第12条 県は、食品関連事業者に対し、食品等の表示及び広告が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示及び広告が食品等に対する消費者の信頼の確保に配慮したものとなるよう普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（危機管理体制の整備）

第13条 県は、食品等の消費に起因する県民の健康への重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態に対処し、及び当該事態の発生を防止するため、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（研究開発の推進）

第14条 県は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、食品等の安全性に関する研究開発を推進し、及びその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供等）

第15条 県は、食の安全・安心に関する情報を積極的に収集するとともに、消費者及び食品関連事業者に対し、当該情報を必要に応じて迅速かつ正確に提供するものとする。

- 2 県は、食品関連事業者が消費者に対して行うその事業活動に係る正確かつ適切な情報その他の食の安全・安心に関する情報の提供の促進に必要な支援を行うものとする。

- 3 県は、食の安全・安心に関し、消費者、食品関連事業者及び県が相互に情報及び意見の交換を行い、消費者及び食品関連事業者が相互に理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

（自主基準の設定及び公開）

第16条 食品関連事業者は、県民が安全で安心な食品等を選択することができるように、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めるものとする。

- 2 県は、前項の規定により食品関連事業者が行う基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

（食育の推進）

第17条 県は、県民が食品関連事業者の活動、自らの食生活等に関心を持ち、食の安全・安心に対する理解を深めることができるように、地産地消（地域で生産された農林水産物を当該地域で消費す

ることをいう。)の推進、食品等の安全性に関する様々な教育の機会の提供等により、食育(食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。)の取組を推進するものとする。

2 県は、前項の取組を推進するに当たっては、家庭、学校、地域等で相互に緊密な連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(施策の申出)

第18条 県民は、県の行う食の安全・安心に関する施策に改善が必要であると認めるときは、必要な措置が講ぜられるよう県に対して申出をすることができる。

2 県は、前項の申出(以下「施策の申出」という。)があったときは、必要な調査を行い、当該施策の申出に係る処理の経過及びその結果を当該施策の申出をした者に対し通知するものとする。

3 県は、施策の申出の処理に当たって必要があると認めるときは、にいがた食の安全・安心審議会の意見を聴くものとする。

4 県は、施策の申出の趣旨及びその処理の結果を公表するものとする。

(危害情報の申出)

第19条 県民は、健康に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品等についての情報を入手したときは、必要な措置が講ぜられるよう県に対して申出をすることができる。

2 県は、前項の申出があったときは、必要な調査を行い、必要があると認めるときは、この条例に基づく措置その他の措置を講ずるものとする。

(国等への協力要請及び提言)

第20条 県は、食の安全・安心を図るために必要があると認めるときは、国等に対し、必要な協力を求め、又は食の安全・安心に関する施策の提言を行うものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、食の安全・安心に係る専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全施策との連携等)

第22条 県は、食の安全・安心に関する施策の策定に当たっては、食品等の安全性と土壌、地下水、河川、海域等の環境が密接に関係していることを踏まえ、これらの汚染の防止その他の環境保全のための施策と十分に連携を図るとともに、食品関連事業者による事業活動が環境に配慮したものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

第3章 使用禁止農薬等を使用した農林水産物の出荷等の禁止

(出荷等の禁止)

第23条 生産者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第11条の規定により使用を禁止された農薬を使用し、生産された場合

(2) 農薬取締法第12条第1項の基準に違反して農薬を使用し、生産された場合

(3) 薬事法第83条の3の規定により使用を禁止された医薬品を使用し、生産された場合

(4) 薬事法第83条の4第1項の基準に違反して動物用医薬品を使用し、生産された場合

(報告及び立入検査等)

第24条 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、生産者に対し、その業務に関し報告又は生産された農林水産物その他資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、生産者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるとき

は、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告及び公表)

第25条 知事は、生産者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該生産者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第23条の規定に違反して生産者が農林水産物を出荷し、又は販売したとき。

(2) 第24条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

(3) 第24条第2項の規定による立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、生産者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、別に定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該生産者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、公益上、緊急に公表する必要があるため、当該意見を述べる機会を与えることができない場合は、この限りでない。

第4章 にいがた食の安全・安心審議会

第26条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項その他食の安全・安心に関する重要事項を調査審議させるため、にいがた食の安全・安心審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、食の安全・安心に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 前項に規定する委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、消費者、食品関連事業者及び学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは解職されるものとする。

9 審議会に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条、第16条、第18条及び第4章の規定は平成18年4月1日から、第3章の規定は同年6月1日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

にいがた食の安全・安心審議会規則 新潟県規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、にいがた食の安全・安心条例(平成17年新潟県条例第81号)第26条第10項の規定に基づき、にいがた食の安全・安心審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

5 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第4条 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

2 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員又は特別委員のうちから、会長がこれを指名する。

3 部会で決議した事項は、部会長が次の審議会に報告しなければならない。

4 前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉保健部生活衛生課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。